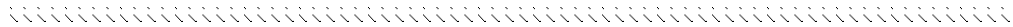


令和5年 第2回
本別町議会定例会会議録



自 令和5年 6月 6日
至 令和5年 6月14日

本別町議会

令和5年本別町議会第2回定例会会議録（第1号）

令和5年6月6日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 1号	専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第21回）〕
日程第 7	承認第 2号	専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）〕
日程第 8	議案第33号	令和5年度本別町一般会計補正予算（第4回）について
日程第 9	議案第34号	令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第35号	令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第11	議案第36号	令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第12	議案第37号	令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について
日程第13	議案第38号	令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について
日程第14	議案第39号	令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について
日程第15	議案第40号	令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について
日程第16	議案第41号	財産の取得について
日程第17	議案第42号	静山研修センター解体工事請負契約について

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告

日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 1 号	専決処分の承認を求める件〔令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 2 1 回）〕
日程第 7	承認第 2 号	専決処分の承認を求める件〔令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 回）〕
日程第 8	議案第 3 3 号	令和 5 年度本別町一般会計補正予算（第 4 回）について
日程第 9	議案第 3 4 号	令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 1 0	議案第 3 5 号	令和 5 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 1	議案第 3 6 号	令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 2	議案第 3 7 号	令和 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 3	議案第 3 8 号	令和 5 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 4	議案第 3 9 号	令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 5	議案第 4 0 号	令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 6	議案第 4 1 号	財産の取得について
日程第 1 7	議案第 4 2 号	静山研修センター解体工事請負契約について

○出席議員（12名）

議長	1 2 番	篠原義彦	副議長	1 1 番	柏崎秀行
	1 番	宮本やよい		2 番	加藤徹己
	3 番	丑若浩行		4 番	水谷令子
	5 番	梅村智秀		6 番	石山憲司
	7 番	藤田直美		8 番	方川一郎
	9 番	高橋利勝		1 0 番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木基裕	副	町	長	村本信幸	
会計	管理者	藤野和幸	総	務	課	長	三品正哉

農 林 課 長 篠 原 順 彦
住 民 課 長 宮 口 淳 哉
建 設 水 道 課 長 加 藤 勉
未 来 創 造 課 長 野 崎 昌 也
国 保 病 院 事 務 長 小 川 芳 幸
建 設 水 道 課 主 幹 小 出 勝 栄
教 育 長 高 橋 哲 也
社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

保 健 福 祉 課 長 長 屋 和 幸
健 康 ・ こ ど も 課 長 高 橋 紀 尊
企 画 財 政 課 長 松 本 秀 規
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治
総 務 課 主 幹 上 原 章 司
総 務 課 主 査 石 川 雅 康
教 育 次 長 武 田 敏 英
農 委 事 務 局 長 舛 舘 憲

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和5年第2回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、水谷令子議員及び丑若浩行議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和5年3月24日第1回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日6月6日から6月15日までの10日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、本日から6月8日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに2件の提出がありました。

北海道医師会第163回臨時代議員会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、北海道町村等監査委員協議会第76回定例大会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、以上2件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月6日から6月15日までの10日間とすることにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月6日から6月15日までの10日間とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、6月7日から12日までの計6日間を休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、6月7日から12日までの計6日間は休会とすることに決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長(篠原義彦) 日程第4 諸般の報告を行いません。

報告第9号令和4年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長(松本秀規) 報告第9号令和4年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

令和4年度本別町一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和4年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍クラウドシステム機器導入事業につきましては、システム更新時期が令和5年8月となりますが、機器導入準備に相当の期間を要するため令和4年度中からの準備が必要であったことから、翌年度へ繰り越すものです。金額1,320万円、翌年度繰越額1,320万円、財源内訳は一般財源1,320万円であります。

その下、4款衛生費、1項保健衛生費、出産・子育て応援交付金事業につきましては、国の令和4年度補正予算による出産・子育て応援交付金によるもので、事業実施期間が令和5年9月までとなるため、翌年度へ繰り越すものであります。金額665万6,000円、翌年度繰越額665万6,000円、財源内訳のうち、未収入特定財源は、国庫支出金553万8,000円、一般財源111万8,000円であります。

その下、2項清掃費、十勝圏複合事務組合、下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分につきましては、十勝川流域汚泥処理施設の修繕が年度内に完了できないことから、翌年度へ繰り越すものです。金額7,000円、翌年度繰越額7,000円、財源内訳は一般財源7,000円であります。

以上、令和4年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和5年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、令和4年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が産業厚生常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和5年度第1回定例会以降における議長の主な動静についてお手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第5 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

はじめに、令和4年度各会計の決算見込みについて報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額78億3,254万6,000円に対し、歳出総額は76億9,044万8,000円で、歳入歳出差引額は1億4,209万8,000円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分1,432万5,000円を差し引いた実質の収支は1億2,777万3,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額10億2,342万4,000円に対し、歳出総額は10億755万6,000円で、歳入歳出差引額は1,586万8,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額1億4,784万6,000円に対し、歳出総額は1億4,723万3,000円で、歳入歳出差引額は61万3,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額10億7,629万3,000円に対し、歳出総額は9億6,587万8,000円で、歳入歳出差引額は1億1,041万5,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額3億4,793万3,000円に対し、歳出総額は3億5,206万6,000円となる見込みで、不足額413万3,000円は、前年度繰上充用金で補填しており、本定例会において専決処分の承認を求めるものであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億2,393万9,000円に対し、歳出総額は1億2,129万円で、歳入歳出差引額は264万9,000円となる見込み

であります。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入総額4億5,240万6,000円に対し、歳出総額は4億4,906万5,000円で、歳入歳出差引額は334万1,000円となる見込みであります。

次に、令和4年度水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億3,232万1,000円、支出は1億3,957万8,000円で、当年度純損失は725万7,000円となる見込みで、これを前年度繰越利益剰余金7,896万3,000円から差し引いた令和4年度末の未処分利益剰余金は、7,170万6,000円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで収入が1億41万8,000円、支出は1億7,619万1,000円となり、不足額7,577万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、令和4年度病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、令和4年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万3,018人で、前年度比1,163人の減、外来患者数が2万8,246人で、前年度比179人の減、年間延患者数は4万1,264人で、前年度比1,342人の減となったところであります。

病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は11億4,664万円、支出は11億6,614万6,000円で、当年度純損失は1,950万6,000円となる見込みで、前年度繰越欠損金19億8,643万2,000円を加えた令和4年度末の未処理欠損金は、20億593万8,000円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで収入が9,815万6,000円、支出は1億3,199万3,000円となり、不足額3,383万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

以上、令和4年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、令和4年度町税等の収納関係について報告いたします。

まず、町税であります。当年度分の調定額が9億4,591万3,000円に対し、収納済額は9億4,249万7,000円で、収納率は前年度同率の99.6%となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,131万円に対し、収納済額は413万5,000円で、19.4%の収納率となり、前年度比5.5ポイントの減となりました。

当年度と滞納繰越分を合わせた収納率は97.9%となり、前年度比0.2ポイントの増となる見込みです。

次に、国民健康保険税は、当年度分の調定額が2億6,240万9,000円に対し、収納済額は2億5,727万6,000円で、98.0%の収納率となり、前年度比0.3ポイントの減となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,135万6,000円に対し、収納済額は565万9,000円で、26.5%の収納率となり、前年度比0.2ポイントの減となりました。

当年度と滞納繰越分を合わせた収納率は92.7%となり、前年度比0.5ポイント

の増となる見込みです。

以上、令和4年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、農業次世代人材投資事業交付金の過大交付について報告いたします。

この交付金は、青年の就農意欲喚起と就農後の定着を図ることを目的に、経営が不安定な就農直後の所得確保のため、町を経由して国と北海道から交付されるもので、令和4年12月の定例町議会において補正予算の議決をいただき、令和5年3月に2戸の農業者に対し、1戸当たり750万円、計1,500万円を交付したところです。

出納閉鎖期間に入り、令和4年度の予算執行状況を確認したところ、本交付金の交付額に誤りがあることが判明しました。誤りの内容は、対象事業費上限額の4分の3の額が交付されるべきところ、対象事業費上限額の全額を交付し、結果として1件当たり187万5,000円、計375万円を過大交付したものです。

本件については、令和5年5月8日に事実が確認されたところではありますが、その後の対応といたしましては、同日中に電話にて御本人に事実の説明を行ない、翌日の9日にそれぞれの御自宅に伺って謝罪するとともに、経過説明をさせていただき、御理解を得て5月16日と23日に全額が返還されております。

今後は、職員に対し業務の遂行に当たって事務要領の確認を繰り返し行なうよう注意喚起を行ない、再発の防止に努めてまいります。

次に、本別町新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について報告いたします。

本別町新型コロナウイルス感染症対策本部は、十勝管内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受けて令和2年2月27日に設置し、国や北海道の対策を踏まえながら、本町としても様々な対策を講じてまいりました。

令和5年5月8日、新型コロナウイルスの法的な位置づけが5類感染症に移行し、国、北海道ともに対策本部が廃止されたことから、本町も同様に対策本部を廃止したところです。

なお、北海道の今後の対応としては、5月8日に知事を本部長とする北海道感染症対策連絡本部を設置し、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応や、今後新たな感染症が発生した場合の対策等を検討することとなったところではありますが、本町においては必要に応じて課長等会議を招集し、情報共有を行なうとともに、新たな感染症危機に面した場合には、速やかに初動体制の構築を図ってまいります。

今後、病原性が大きく異なる変異株が生じた場合にあっては、町民の安全対策が円滑に講じられるよう適切に対応してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、本町が出資しております第3セクター企業の経営状況について報告いたします。

昨今の経済状況につきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いているとされながらも、国際的な原材料価格の上昇や、これまでの円安の影響等によるエネルギーや食糧価格が高騰しており、中小企業を取り巻く環境は依然として不透明で厳しい状況が続いております。

このような状況にあって、第3セクター企業である株式会社本別システム総合研究所

は、徹底的な経費の削減など堅実な営業展開を行ない、厳しい経営環境下においても収益確保に努め、昨年まで3期連続の黒字決算を維持してまいりました。

令和4年度の経営状況であります。営業面におきましては、新型コロナワクチン接種体制整備事業による接種会場用備品や空気清浄機、民間事業所からのテレワーク機器の受注や健康管理システムの修正など、コロナ禍における特殊需要を受けて一定の売上を確保したものの、大型物件の受注が乏しく、売上高は3,843万円で前年比24%の減、当期損失は155万円の減収減益となり、4期ぶりの赤字決算となりました。

今後も物価高騰等による影響により厳しい状況が予想されますが、競合に負けることなく、引き続き職員・協力会社一丸となり努力するとの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援を賜る次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで、行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（篠原義彦） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求める件。令和4年度本別町一般会計補正予算（第21回）についてを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第1号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第21回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、令和4年度歳入の地方譲与税及び各交付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の確定並びに特別交付税の確定によるものであります。議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものです。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,663万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,358万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金2,663万6,000円の増額補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定により、財政調整基金を2,939万7,000円の増額、減債基金を500万円の増額、決算見込みにより個性あるふるさとづくり基金を924万2,000円減額、森林環境譲与税を148

万1,000円増額調整するものです。

なお、財政調整基金は、これまで2億7,083万2,000円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて2億6,541万3,000円を積み立てることになり、令和4年度末現在高は10億5,074万円、前年度末から540万6,000円の減となりますが、標準財政規模に対しましてはその24.6%となる見込みであり、目安としております15%から20%を確保できる見込みとなっております。

なお、土地開発基金を除く、全基金の4年度末残高は、前年度より9,174万4,000円減の27億9,874万4,000円になる見込みであります。

次に、3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入ですが、2款地方譲与税から、5ページ、6ページをお開きください。

中段の9款地方特例交付金までにつきましては、関係機関からの実績額の通知により調整を行なうものです。

次の10款1項1目1節地方交付税5,027万9,000円の増額補正は、特別交付税の確定によるもので、令和4年度における普通交付税総額は29億3,870万9,000円で、前年比0.5%の減、特別交付税総額は3億1,571万5,000円で、前年比2.7%の減となります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は32億9,730万円で、前年比4.1%の減となっております。

下段の17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金、個性あるふるさとづくり指定寄付金924万2,000円の減額補正は、決算見込みにより調整するもので、令和4年度決算見込み額は1億75万9,000円となります。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第21回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは17款寄付金の指定寄付金、個性あるふるさとづくり基金924万2,000円についてお伺いをいたします。

こちら減額提案されてございますが、この結果を受け止めて町としてはどのような御評価、御見解をお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10時30分 休憩

午前 10時36分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、前年度比1,148万5,000円、12.9%の増。

件数におきましては6,867件の1,398件の増となっております。

その辺につきましては、町としても予算には到達してないんですけども、一定の評価をしているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁を受けてでございますが、前年に比して12.9%の増であると。しかし目標においては10%弱減であるというところなんですけども、一定の評価をしているのはわかるんですけども、その辺の分析等もう少し明快にお答えいただきたい。

どのような御見解、分析等をこの結果をもってなされているのかお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

リピーターの増など、そういうメルマガの配信ですとか、あとは事業者をいろいろ検討して実施をしているというところでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それはこの結果を受けて実施をしているということなのか、結果が出る前から既に実施がされているところも、継続されているところもあると思いますが、この結果を踏まえてですよ、昨年と比しては1割強増えているけれども、目標には1割弱到達していないよというところ、評価できるべきところと課題とするべきところがあると思うんですけども、この結果を受けてどのような御見解なのか。今御答弁いただいたのはこれまで継続されているものなのかなと思いますけども、このふるさと納税、俗に言うふるさと納税においては、本町においても歳入の重要なものと位置づけられていると思いますので、また金額においても1億円ないしは額に対しては1億円前後の目標額に対しまして、増減が約1,000万円ずつということで極めて大きな数字でございますので、この結果を踏まえてというところでお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

この結果を踏まえて、例えば令和5年度につきましては事業者を絞って、サイトの見せ方ですとかそういう工夫をしながら、寄付者の増を目指しているところでございます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの個性あるふるさとづくり基金の関係ですけども、3つほど伺いたいですけども、1つはリピート率ですね。このふるさと納税の中で、繰り返しこれを申し込んでくれる方がいらっしゃるっていうのは前々から聞いてます。どうなっているのかな、コロナ禍の中でいろいろ影響あるのかなと思いますけども、リピート率をまず伺いたいです。

それから新たな方っていうんですか、新たなふるさと納税でつながりができた方っていうのはどれくらいになっているのか、伺いたいです。

それからこれらの取り組みの中で、アンケートとか意見とか聞くような対応っていうのはされているのかどうなのか。あるとしたら寄せられている意見、希望とか、そ

うものを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10時40分 休憩

午前 10時44分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

リピート率ですけれども、約10%程度であります。

それで新規の寄付者につきましては約6,200件。

それと3つ目のアンケート、意見については、ふるさと納税のサイトのほうにコメントを入力するところがありまして、主に本別を応援するコメントが多いというところがございます。特に要望とかっていうコメントについては、見てないというところになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） リピート率約10%ということで、ちょっと予想より少ないなと思って聞いてましたけども、ふるさと納税の返礼品を送るときに、例えば今後のつながりを、なんていうんですか、作っていくような、そういうような働きかけのようなものっていうのを、例えばお礼に加えて何かそのような形、あるいは本別を紹介するようなことを含めて続けてるかと思うんですけども、具体的にはどのような取り組みをされてるか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時46分 休憩

午前 10時47分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

リピート率の向上につきまして、まず封書でふるさと納税のパンフレットを全寄付者に送付をまずしております。それと、先ほどもちょっと触れたんですけども、メルマガの配信、これを定期的に行なっているというところがございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件。令和4年度本別町一般会計補正予算（第21回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件。令和4年度本別町一般会計補正予算(第21回)については、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第2号

○議長(篠原義彦) 日程第7 承認第2号専決処分の承認を求める件。令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)についてを議題といたします。

本件についての報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明申し上げます。

令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、令和4年度歳入、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金の交付が、令和5年度に繰り越されたことに伴い、令和4年度決算見込みにおきまして、歳出額に対し歳入不足が生じたため、令和5年度予算からこれを充てる繰上充用をお願いするものでありますが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,174万8,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、2款1項1目繰上充用金、21節補償補填及び賠償金、前年度繰上充用金413万3,000円の増額補正は、先程説明いたしました補助金の交付が、全国的な新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年度に繰り越されたことに伴い、令和4年度決算上において生じた不足分を令和5年度の歳入を繰り上げて充用し、補填するものであります。

上段の1、歳入ですが、7款道支出金、1項道補助金、1目1節緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金413万3,000円の増額補正は、先程歳出で説明しました繰上充用金につきまして、繰り越しされました道補助金を充てるものであります。

以上、承認第2号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号専決処分の承認を求める件。令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件。令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）については、報告のとおり承認されました。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10時53分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第33号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第33号令和5年度本別町一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第33号令和5年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援事業のための経費、補助事業採択による事業実施経費の増額等が主なものであります。

別冊予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,304万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,755万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

9 ページ、10 ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費につきましては、人事異動などによるもので、25ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上から2段目の2款総務費、1項総務管理費、10目まちづくり推進費、7節報償費、謝礼金、アドバイザー308万4,000円の増額補正は、町におけるゼロカーボン施策推進のためアドバイザー招聘に要する経費を計上するものです。

次の17目諸費、18節負担金補助及び交付金、交付金、街路灯維持費90万8,000円の増額補正は、街路灯費の実績確定により増額するものです。

一番下段の3項1目戸籍住民基本台帳費、11ページ、12ページをお開きください。

上段の13節使用料及び賃借料、使用料、戸籍電算システム132万5,000円の増額補正は、システム使用料の価格改正のため増額するものです。

2段下、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節報酬及び10節需用費から18節負担金補助及び交付金の増額補正は、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う低所得世帯生活支援給付金及び住宅部局と福祉部局の住まいに関するモデル事業実施が主なもので、1節報酬57万1,000円の増額、10節需用費116万5,000円のうち81万5,000円の増額、11節役務費63万円のうち43万7,000円の増額、12節委託料、電算業務委託料83万円の増額、18節負担金補助及び交付金3,177万円の増額が、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う低所得世帯生活支援給付金事業によるもの、10節需用費116万5,000円のうち35万円の増額、11節役務費63万円のうち12万4,000円の増額、13節使用料及び賃借料19万円の増額が、住宅部局と福祉部局の住まいに関するモデル事業実施によるものとなっております。

13ページ、14ページをお開きください。

2段目の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、7節報償費、謝礼金、講座175万7,000円の増額、10節需用費、印刷製本費、各種事業用22万円の増額、11節役務費、手数料、通信サービス35万7,000円の増額、12節委託料、業務委託料、健康促進事業242万円の増額、13節使用料及び賃借料、借上料、イベント用機材27万5,000円の増額は、いきいきふるさと推進事業助成金及び人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の事業実施によるもので、高齢者の介護予防活動のきっかけとなる講演会や体力測定会等を行なうものです。

18節負担金補助及び交付金、補助金、本別町居住支援協議会76万5,000円の増額は居住支援協議会活動に対する補助事業採択による増額となっております。

その2項目下、3目高齢者福祉施設費、10節需用費、修繕料、施設64万5,000円の増額補正は、総合ケアセンター消防設備及び負簾ゲートボールハウス水道設備の修理を行なうことによるものです。

一番下段、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費5万7,000円の増

額、15ページ、16ページをお開きください。

上段の11節役務費1万円の増額、18節負担金補助及び交付金、補助金280万円の増額補正は、食費等の物価高騰に伴う低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の給付金に要する経費を増額するものです。

17ページ、18ページをお開きください。

一番下段の7款1項商工費、3目観光費、12節委託料、業務委託料、調査研究支援105万円の増額補正は、本別、足寄、陸別3町における道の駅の集客、売り上げ向上へ向けた施策検討のため、観光客の入り込み動態や来訪者ニーズ調査を実施するもの、18節負担金補助及び交付金、負担金50万円の増額補正は、北海道ボールパークにおいて実施する地域の魅力発信事業の実行委員会に対する負担金を計上するものです。

19ページ、20ページをお開きください。

上から2段目、8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、14節工事請負費、道路新設改良事業8,360万円の増額補正は、国の社会資本整備総合交付金が増額配分されたことから、事業促進を図るため増額するものです。

一番下段の9款1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、報奨金、消防団員退職報奨金588万6,000円の増額補正は、消防団員8名退職による報奨金支給のため増額するものです。

21ページ、22ページをお開きください。

下から2段目の10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、教育機器備品17万8,000円の増額補正は、本別中学校及び勇足中学校の教育用パソコンの更新に伴いソフトの購入が必要となることによるものです。

23ページ、24ページをお開きください。

5項保健体育費、2目スポーツ振興費、10節需用費、修繕料、スポーツ施設77万円の増額補正は、柔剣道場の照明設備及びふれあい多目的アリーナの消防設備の修理を行なうことによるものです。

以上、歳出を終わりました、戻りまして5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが、上から2段目、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,543万5,000円の増額補正は、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う低所得世帯生活支援給付金事業へ充当するもの、地域経済循環創造事業交付金100万円の増額補正は、歳出で説明いたしましたゼロカーボン施策推進のためのアドバイザー招聘に関する事業に対する国庫補助金を計上するものです。

次の2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、住宅セーフティネット機能強化・推進事業補助金76万4,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました住宅部局と福祉部局の住まいに関するモデル事業に対する国庫補助金を計上するもの、次の2節老人福祉費補助金、居住支援協議会等活動支援事業補助金76万5,000円の増額補正は、居住支援協議会活動に対する国庫補助金を計上するものです。

次の3節児童福祉費補助金324万8,000円の増額補正は、エネルギー・食料品価

格等の物価高騰に伴う低所得子育て世帯生活支援特別給付金の事務費及び事業費に対する国庫補助金を計上するものです。

次の4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金5,149万7,000円の増額補正は、事業調整により交付額が増加したことによるものです。

次の段、15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、低所得世帯臨時特別給付金支給事業25万円の増額補正は、北海道による低所得世帯に対する臨時特別給付金事業実施に係る市町村の費用負担分への補助金を計上するものです。

次の段、20款諸収入、2項貸付金元利収入、1目民生費貸付金元利収入、3節社会福祉費貸付金元利収入滞納繰越分、ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入滞納繰越分58万2,000円の増額補正は、平成11年度貸付分の滞納繰越額確定によるものです。

次の段、4項1目7節雑入、北海道市町村振興協会助成金、いきいきふるさと推進事業50万円及び7ページ、8ページをお開きください。

上段の2行目、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金300万円の増額補正は、補助事業採択によるもの、1行目の消防団員退職報奨金388万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました消防団員退職報奨金のうち北海道市町村総合事務組合支給分を受け入れるものです。

次の段、21款1項町債、4目土木債、1節道路橋りょう債3,310万円の増額補正は、国庫補助金の増額に伴う事業費の増加による財源の調達によるものです。

以上で、歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。1、変更。

起債の目的。

辺地対策事業、限度額8,860万円を1億2,170万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第4回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括といたします。

高橋議員。

○9番（高橋利勝） 10ページのまちづくり推進費の報償費ということで、アドバイザー308万4,000円となっておりますけど、このアドバイザーの内容についてもう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

この概要ですけれども、ゼロカーボンを町全体で推進するために、町内企業、行政対象にした専門人材を招聘をして、勉強会、意見交換会などを開催して、そういうゼロカー

ボンに対する取組に対する機運を醸成させるための普及啓発事業を進めるものであります。それで、専門人材2人予定してまして、月1回、2泊3日、9か月分の経費となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、歳出からお伺いをいたします。

まず11ページ、12ページでございます。

3款民生費で御説明いただきました、住宅部局と福祉部局の住宅モデル事業というところで御説明いただいたところでございますが、この事業の内容について詳細をお伺いいたします。

続きまして、13ページ、14ページ、同じく3款民生費、老人福祉費でございますが、こちら12節委託料に業務委託料で健康促進事業ということで計上がございます。こちらの事業の内容、高齢者の体力測定や講演会等ということでございましたが、こちらの具体的なその実施の時期や対象者数、または参加者数の見込み等、事業の内容について御検討されている件、把握されている件があればお伺いをいたします。

続きまして、19ページ、20ページ、9款消防費でございます。7節報償費で、報奨金消防団員退職報償金で8名分ということで588万6,000円の計上ございました。こちらこの退団者数を経て、実数といたしましては新規の加入者数と合わせて増となるのか減となるのかという点についてお伺いをいたします。また近年のこの団員数の推移等を踏まえて、この提案に際しまして、町としてどのような御見解をお持ちで、またどのような取組等をなされていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

続きまして、歳入でございます。

20款諸収入、第2項貸付金元利収入、1目の民生費貸付金元利収入、3節社会福祉費貸付金元利収入滞納繰越分58万2,000円の計上がウタリ住宅改良資金貸付金元利収入、滞納繰越分平成11年度1戸ということで計上がございます。こちら本提案を持ちまして、この事業の内容としては、平成11年にウタリ系住民に対して住宅新築資金として上限760万円という定めの中から貸し付けがなされたもので、償還の期間が25年ということで、償還期限が令和7年の3月24日となっているものでございますが、この本提案を持ってまず滞納繰越額がどのようなものとなるのか、またこの貸付金全体の償還の見込み等がどのようになるのか、それぞれ滞納繰越分と貸付金の償還金の収納見込みについて、具体的なこれまでの経緯と併せてどのように計画見通されているのか、その数字等と併せてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の質問に答弁させていただきます。

まず1点目でありまして、福祉部局と住宅部局の住まいのモデル事業の内容ということでありました。こちらのほうの目的といたしましては、経済的に困難な人ですとか、人間関係をうまく築けない方、引きこもりの方ですとか、8050世代と言われるダブルケアの方など、複合的な課題を抱える方からの相談のこれまでの対応の中から、潜在化

している住宅問題、住宅の確保が非常に難しいといった方々への支援を行なっていくということを目的としております。

各部局、これまでも生活困窮者の部局の中で、保健福祉のみならず住宅部局ですとか、そういった医療の部分の連携を図る中で、住み替えによるリセット、また住み替えによって課題の解決を図っていく、例えば町なかにいることによって通勤が可能になるというような方については、町の中の、そういった勤務場所に近い住宅をあっせんするというような取組を行なうといったところが目的であります。そのための諸費用といった部分で、需用費、役務費、借上料といったところを今回補正予算として御提案させていただいているところであります。

続きまして13ページ、14ページの健康促進事業のまず内容であります。

この事業の概要の説明の前に、これまで行なってきた介護予防教室について若干説明させていただきたいと思っておりますが、これまで介護認定となっていない方、非該当の方でももう少し点数がいけば介護認定となるような方といったところで、そういった方々を対象に元氣いきいき教室といったものを町なか、勇足、仙美里といった形で開催をしてきております。この体操といったような形で、そういった介護予防事業を行なってきております。今年の4月からは、地域まるごと元氣アッププログラムということで、その元氣いきいき教室よりも少し介護認定にならないような方であっても予防の意識を持って活動できる人を増やしていきたいということで、今年の4月から週1回、元氣まるごと元氣アップ事業ということで開催をさせていただいております。

今回6月補正で御提案させていただくのは、さらにもっと今元気に動いている方々をさらに予防の意識を持って活動できる人を増やしていきたいということで、体力増進センターですとか体育館ですとか、町内の体育施設を利用して、定期的に出張フィットネスというようなものを実施を、パーソナルトレーナー、専門のトレーナーによりまして機器ですとか、そのトレーニングメニューを考えていただいて、そこに参加していただくということを考えております。それで対象としてはこの出張フィットネスについては60人を想定をしております。

それと併せまして、今回補正予算で計上させていただいておりますのが、体育事業ですとか保健事業と連動しながら実施をしていきたいということでありまして、体育で取り組まれます健康ウィークにあわせまして、ヘルスケアイベントといったことで、キックオフ的に元オリンピック選手等の招聘しながら講演会を開催して機運を高めていくというのが一つです。そして先ほど御説明しましたフィットネス、また健康レシピというところで、本別ゆかりの方で料理研究をされてる方、また料理に携わっている方によりまして本別の特産品を使った健康レシピを考案していただいて、そういったものを広めていくということ。

あと体力測定、御自分の体力をまず認識いただいて、健康状態も認識いただいて、御自分にあつたメニューを組んでいただくといったところで、専門の先ほど説明しましたトレーナーですとか、保健師ですとかそういった方々の指導を受けながら、先ほど言いました3つのどのメニューが自分に適していて、自分たちで運動の習慣化ができるのか

といったところの把握をしていただくための体力測定といったところを実施していきたいと思っております。

もう1つはスマホ教室ということで、こちらの方も高齢者中心にスマホの使用の仕方ですとか、またLINE等によりまして、御自分で御自宅にいてもわずかな時間で健康に関する情報を得たり、また健康の体操をしたりというような形でできるようなものを取り入れたいと考えております。

これら総体で健康促進事業という形で考えております。

歳入6ページ、7ページのウタリの滞納繰越金であります。議員おっしゃるとおり新築の貸付で、令和7年3月までの償還という形になっております。

こちらの内訳といたしましては、3年度分が19万5,692円、これが9月から3月分であります。4年度分が4月から3月分という形で38万6,544円となっております。

昨年よりも14万2,000円ほど滞納繰越金が増えている状況にございまして、これまでも電話による支払いの求めですとか、訪問または来庁いただいていた御相談というような形もとってきているところでもありますけれども、なかなか御家庭の事情もあって、支払いが思うようにいっていないというのが現状でございます。

こちらのほうにつきましては、償還をいただく期限、7年3月までに償還をいただくということで、これまで月額3万2,212円という金額になっておりますけれども、これを上回る金額を毎月納付いただくというような形で今後進めてまいりたいと思っておりますし、この期限の中で完納をしていただくという形で進めてまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（篠原義彦） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） 消防団員の退職に伴う実員、それから増減ですとか消防としての取組についてですけれども、8名の団員、3月31日付で退団されまして、退団前の人数に関しましては91名で、4月になりまして4名の方が新しく消防団のほう入っていただきまして、その時点で87名。5月にも1名の方入っていただきまして、現在88名ということで、比較しますと3名の減となっております。

ここ数年でいきますと、退団者の数が入団者の数よりも若干一、二名多いのかなという、そういった状況と捉えております。

また、団員入団に向けての取組ですけれども、団員、それから職員もそうですけれども、それぞれの第1分団の地域、第2分団の地域、第3分団の地域、それぞれの団員が地域の若手の世代の方に声かけをしていただいております。

そのほかに事業所のほうにも声をかけさせていただいたり、それから広報紙への募集記事ですとか、またポスターにつきましても、事業所のほうにお願いしまして掲示をしていただいて、入団に向けた取組を行なっているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは11ページ、12ページ、3款民生費でございます。

こちら住宅の借り上げ等を行なうということでございましたが、具体的に対象者数で

あるとか、何戸の、何戸何室等の借り上げ等を行なうとか、その事業の目的等について御説明いただいたところで承知いたしました。が、事業の内容についてもう少し現況を、御答弁を求めるものでございます。

続きまして、次のページ、13ページ、14ページの3款民生費の健康促進事業につきまして、極めて事業が多岐にわたるというところで、当然のことながらこの地域医療にこうした予防という観点は大きく寄与するものだということで期待ができると思いますが、中でありましたトレーナー等にも依頼をするということでございましたが、このトレーナー等は、例えば複数のトレーナーに依頼をして、各回によってその内容が変わるといふものなのか、同一のトレーナーに依頼をして継続していくものなのか等についてお伺いをいたします。

続きまして、歳入でございます。5ページ、6ページ、ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入滞納繰越分についてでございますが、こちらこれまでの見込みよりも滞納がなかなか解消していかないというところでございましたが、昨年よりも14万2,000円です。か、滞納繰越が増えているという御答弁でございました。

また電話や来庁等をいただいているということでございましたが、こちらの徴収の実務に対しまして、当然これ、長期間にわたり分納や償還猶予等を行なってきたものでございますが、これまでどおり、これ現在も口頭による支払いの約束というものととどまっているのか、収納の実務についてはどのように行なわれているのかお伺いをいたします。

また償還の今後の見通しにつきまして、これまでより増額をしてね、償還を求めていくということでございます、進めていくということでございましたが、これ具体的にその該当者とは具体的な協議というものが進んでいるのか、単なるその思いというものを述べられているのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） まず1点目の住宅部局と福祉部局のモデル事業の再質問であります。

こちらにつきましては、ちょっと私の説明が悪かったかと思いますが、借り上げではなくて、あっせんという形になります。空き家住宅ですとか、公営住宅ですとか、そういったものを活用しながら御紹介をするという形であります。

また住宅を借り入れる際には、保証人といったものが大体必要になってくるわけですが、この辺につきましても、保証人がなかなかいられない場合については、社会福祉協議会の事業を紹介いたしまして利用していただくというような形の中で、住宅に困っている方を、縦のだけではなくて横の連携をとって実施していくといったものになります。

健康促進事業です。こちらのほうも議員のほうから期待が持てるということでお言葉をいただいておりますが、我々もそういったものに取り組んでいきたいというところがあります。トレーナーにつきましては、まだちょっと複数になるか、お1人になるかといったところは今後の協議になってきますが、今現在想定しておりますのが、気軽に運

動を始めれるイージーコースとでも言うんでしょうか、そういったものと、ノーマルコース、適度に負荷をかけてプログラムを組んでいただいてそれをこなしていただくというような形で2コースを設定をしているところであります。

3つ目の歳入の滞納の勧奨であります。

こちらにつきましては、実務の中で、口頭の中でお約束をしながらお話をさせていただいてきております。議員おっしゃるとおり、金額がかなりこれまでも厳しかったというところに、さらにまた上積みをしていただかなければならないというところで、先日も訪問させていただいてお話をさせていただいております。

その中で、借受者から全額返済に向けて取り組むという形で、全額返済の申し入れって言うのでしょうか、繰り上げて償還するといった申し入れをいただいておりますので、それに向けて今進めているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 3点お伺いしたいと思います。

18ページです。商工費、12節の委託料、調査研究費、こちらの道の駅三町の売り上げの向上を図るための調査だという御説明でした。これまでもスタンプラリーとか売り上げに応じてプレゼント、三町連携してやってきたのかなと思ってます。今回この補正で上げている100万円、105万円ですか、こちら三町の売り上げを上げるために本別町だけが100万円払ってるのかお伺いしたいと思います。

同じく18節負担金補助及び交付金、北海道ボールパークやっぱり十勝DAY実行委員会、補正で上げてますので急なものなのかなとは思いますが、この50万円の内容、この実行委員会の実態というか、内容をお聞かせください。

3点目です。歳入になります。

6ページ、総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,543万5,000円の計上です。こちらちょっと間違っていたら指摘していただきたいんですけども、12ページのエネルギー食料品等物価高騰に伴う低所得世帯支援寄付金にまわされるのかなと思ったところです。

こちらどこまで国のメニューに沿って、本別町でこれを充当してこのお金に使うのか、どこまで国の指示でやっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず1点目の調査研究につきましてはですけども、議員おっしゃるとおり、例年三町で連携をして特産品プレゼント等を行なっている事業であります。今回105万円計上させていただいてますけども、足寄・陸別から35万円ずつを負担をいただいで実施をする形になっております。

2つ目ボールパークの内容ですけども、これにつきましては、今年8月4日に、今年3月に北広島市にオープンしました北海道日本ハムファイターズの新球場において、十勝19市町村の魅力をPRするというイベントでございます。

実行委員会なんですけども、実行委員会につきましては、実行委員長が北海道新聞社の帯広支社長になります。で、管内19市町村が実行委員という形で進めるという形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 歳入のコロナウイルス感染症対応地方創生交付金について答弁させていただきます。

こちらのほうの中身につきましては、議員おっしゃるとおりでありまして、エネルギー等の給付金に伴う、支出に伴う歳入であります。エネルギー食料品等物価高騰に伴う低所得者ということで、こちらにつきましては1,059世帯を想定しておりまして、1世帯3万円の給付、それと事務費の上限額といった形で国から指示されておりますので、その金額を計上させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 改めてお伺いいたします。

18節負担金補助及び交付金、やっぱり十勝DAY実行委員会、19市町村で構成されていると。過去にも札幌ドームのほうで日本ハムファイターズのそういう応援事業として、町村がそこに行ってブースを出して本別町の食だったり、お土産品等をアピールするようなものがあつたんですが、そういったものになるんでしょうか。まだその詳細は何も決まっていないということでもいいんでしょうか、お伺いします。

2点目、歳入の地方創生臨時交付金です。こちらの低所得者支給給付金に充てるということですが、令和5年度においてこの地方創生臨時交付金というのはおいくらあって、そのうちこのお金を使っていくらぐらい余るのか、お聞きしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ボールパークのイベントの内容なんですけども、まず試合前7月下旬に北海道新聞の広告1ページカラーで十勝19市町村のPRをまずいたします。試合当日8月4日なんですけども、ブース出展ということで、小さいブースではあるんですけども、販売のブースと市町村のPRブースを設けて、十勝のPRをするという形になっております。

試合後につきましては、同じく北海道新聞の広告のほうで、見開きで取組についての紹介をするという形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

コロナの交付金の関係の部分ですけれども、今回の事業につきましては、国から示されている2,500万円という数字が示されてるんです。それを充当してこの事業に充てまして、それ以外の事業につきましては、別途4,200万円ほど内示を受けておりますので、それについてはこれ以降に補正をして事業実施をしていくと予定しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 10ページの中段、7節の報償費について重ねてお伺いします。

このアドバイザーについてですけれども、どのように選定されたか、その選定基準があれば教えていただきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

この人材については、内閣府の人材派遣制度というのを活用して国からの紹介によって選定をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） この予算での期待といたしますか、どのようなまちづくり効果を期待されているのか。ビジョンがあればお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず今回の人材派遣を活用しまして、1つ目としては、ゼロカーボンの取組に対する地域での意識の醸成、共有に取り組むということで、普及啓発を実施をしていきたいなと考えています。

2つ目としまして、協議会を設立をして、地域課題の整理と課題の解決の方法を検討していく。

3つ目としまして、そういう課題ですとかそういうものを検討する地域温暖化実行計画の策定を目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの10ページのまちづくり推進事業の中で、ゼロカーボンの取組なんですけれども、説明を伺ってまして、いつからこの取り組むという考えで、今年いっぱいはこの調査等を行なってということなんでしょうか。

それから取組を町民に広く知らせていく必要があると思うんですけども、その方策等についてあれば伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず補正の議決いただきましたら、6月から人材のほう派遣していただいて、検討に入っていきたいなと考えております。町民の周知につきましても、一度人材派遣していただいた中でどういった方法がいいのかっていうところで、今年については勉強会ですとか意見交換会、イベントでの啓発なんかも予定しておりますので、詳細のほうは6月入ってからこの議決いただいた後、決めていきたいなと考えております。協議会の設立については令和5年度中に設立することを目指しております。

併せて、ゼロカーボンシティ宣言というのがあるんですけども、それについても今年度中に宣言ができればなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号令和5年度本別町一般会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号令和5年度本別町一般会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第34号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第34号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第34号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整が主なものであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,897万円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中ほど2、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費39万8,000円の増額及び18節負担金補助及び交付金1,000円の増額、並びに3段目の5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、4節共済費1,000円の増額は、共済費負担金率及び標準報酬月額の変更によるものです。

2段目の1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、18節負担金補助及び交付金9

万4,000円の増額は、滞納整理機構への徴収依頼件数が増えたことによるものです。

上段、1、歳入であります。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金40万円の増額及び2項1目1節基金繰入金9万4,000円の増額は、収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは3ページ、4ページでございます。

歳出の18節負担金補助及び交付金でございます。負担金といたしまして、十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構運営費ということで9万4,000円の計上がございます。こちら依頼件数が増えたということでございますが、具体的なその件数について伺いをすると、その要因等について何か分析等がなされているのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

こちら運営費の負担金ですけれども、現在令和5年度10件を予定して依頼をしております。

こちらの10件に関しましては、4年度で終わる予定だったもの、終わるもの2件が、当初予算策定後に収納が止まってしまった件がありまして、年度内に終わると想定していたものが終わらなかったということで、そちらの2件を引き続き4年度の未納分と合わせて機構のほうに依頼をかけるということの2件でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第35号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第35号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第35号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整及び介護相談員養成研修に関する内容であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,521万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段、2、歳出ですが、下段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、2節給料4万1,000円の増額、3節職員手当等55万円の減額、4節共済費6万1,000円の減額は、人事異動及び共済費負担率の変更によるものであります。なお、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2目任意事業費、7節報償費29万1,000円の減額は、東京都で開催予定でありました介護相談員養成研修が開催されなくなったことによるもの、10節消耗品費3万7,000円、18節負担金補助及び交付金1万6,000円は東京都での研修会に変えて、町独自で研修会を開催するためのものであります。

同じく3ページ、4ページの上段、1、歳入ですが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金81万円の減額は、歳出で説明いたしました、職員の人事異動等による繰入金の調整によるものであります。

以上、令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第36号

○議長(篠原義彦) 日程第11 議案第36号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 議案第36号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整、特別養護老人ホームにおける消防設備の修繕の増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,373万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目におきます、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費、18節負担金補助及び交付金の補正は、人事異動等に伴う勤務体制等の変更などによるもので、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段から8行目、10節需用費中修繕料37万3,000円の増額補正は、消防設備の修繕によるものであります。

戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入、3節居宅介護サービス計画費収入652万6,000円の減額補正は、居宅介護支援事業所人員縮小によるものであります。

次の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金149万2,000円の減額補正は、事業執行見込みにより調整するものであります。

次の6款諸収入、1項1目1節雑入4,000円の増額補正は、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における不在者投票特別経費を計上するものであります。

以上で、議案第36号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保議員。

○10番(阿保静夫) 4ページの歳入の説明のところ、1目の居宅介護サービス計画費収入で、説明では事業所の人員縮小によるという説明だったと思いますが、ちょっと内容についてもう少し説明をお願いします。

○議長(篠原義彦) 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(長屋和幸) 阿保議員の質問に答弁させていただきます。

歳入の居宅介護サービス計画収入の652万6,000円の減額であります。本年4月から職員を社会福祉協議会のケアプランセンターのほうに1名派遣をしております。そちらのほうでケアプランを新たに、今まで町が直営で行っていたものを一部ケアプランの移行を5月から開始をしております。年度末までに大体60件ほどのケースを移行する予定となっております。そのケアプランの計画経費が今度は社会福祉協議会のほうの収入になるという形でありまして、こちらのほうは計画収入を減額しているという状況にあります。以上です。

○議長(篠原義彦) 阿保議員。

○10番(阿保静夫) すいません、すると1人分ということですか。

○議長(篠原義彦) 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(長屋和幸) 質問に答弁させていただきます。

歳出のほうの職員の経費のほうにつきましては、1人分という形で減額になっております。

歳入のほうにつきましては、ケースの計画費収入というところで、3月までにおよそ60件のケース移行を考えておりますので、そういった部分の減額になります。以上です。

○議長(篠原義彦) ほかがございませんか。

梅村議員。

○5番(梅村智秀) 歳入についてお伺いをいたします。

同じく1款のサービス収入についてでございます。

3節の居宅介護サービス計画費収入で652万6,000円の減額の部分でございます。

こちら職員を派遣をするからということで60件程度のケースが社協のほうに移ると

いう御説明でございましたが、こちらのそのような体制をとることによって、そうした体制をとることによる必要性とですね、利用者の皆様にとってはどのようなメリットが生じるのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） どのようなメリットがあるかということの御質問に答弁させていただきます。

我々のほうのメリットといたしましては、今職員が非常に庁舎内含めて非常に少ない職員で業務をこなしているという実態にあります。これを社会福祉協議会のケアプランセンターに移行することによって、その職員を様々な業務に充てることができると考えております。

とりわけ今、重層的支援体制整備事業という形で、今年度より始めさせていただいておりますので、そういった部分で専門職をケースの紐解きですとか、困りごとの分析といったところで活用できるというところのメリットがありますし、今後もそういった移行をしていきますので、そういった職員が専門的な分野に当たれる。また、他の部署での補充に充てられるというようなところも見込んでいるところでもあります。利用者のメリットといたしましては、今現在ケアプランセンターが2つあるという形になりますので、そういったところは選択肢ができるという形になります。

ただ、将来的には社会福祉協議会のケアプランセンターに全てを移行したいと考えておりますので、そういったところについてはまた選択肢が1つになるというところではありますが、居宅介護事業所についても何らかの形で残していくという方向も考えておるところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 前段御答弁いただきました町側のメリットという部分につきましてですが、ちょっと理解が難しいところがありまして改めてお伺いをいたしますが、職員の数は変わらないけれど社協のほうに移られることによって、その専門的な業務等にも携われるということなんでしょうか。もう少し詳細のと言いますか、改めて御説明を求めるものでございます。すみません、理解が及ばず。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ありません。

今年度については、3月までに60件ぐらいを移行予定しております。それ以降につきましても年度ごとに2年から3年をかけまして、今およそ200件ほどですかね、200件弱ケースを持っておりますけれども、その全てを移行していくと。今、昨年までは4人で職員行なっておりましたが、今年の6月から3人にするという形にしております。

そういったところで、来年度はまたさらにもう1人居宅の支援職員が減っていくという形で、移行とともに減っていくという形になりますので、その職員を今度は生活困窮ですとか障がいですとか、複合的な課題を持った家庭の支援に、専門職がその支援に当たっていけるというようなところのお話であります。

ケアプランのケース、失礼いたしました、100件ほどですね。申し訳ありません。今全てで100件ほどでありますので、来年には大体おおむねその100件を来年度には移行できるという考えであります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第37号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第37号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第37号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と委託料の増額によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,074万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段にあります、2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の増額については、人事異動によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

12節委託料68万円の増額は、公営企業会計移行に伴い、現水道料金システム内の

事業名など変更が必要となるため、システム修正を増額し対応するものです。

同ページ上段の1、歳入ですが、3款1項繰入金、1目一般会計繰入金375万9,000円の増額は、歳出で説明いたしました人事異動と料金システム修正によるものです。

以上、令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第38号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第38号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第38号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整及び消耗品費、町債償還利子の増額によるものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,567万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

中段にあります、2、歳出ですが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 0 節需用費、消耗品費 3 万 2,000 円の増額は、公営企業会計移行に伴う、下水道事業の公印を作成するものであります。

2 款土木費、1 項下水道費、1 目下水道新設費、4 節共済費 5 万円の増額は、主に共済負担金の標準月額報酬の変更によるものです。

3 款 1 項公債費、2 目利子、2 2 節償還金利子及び割引料 4 6 万 9,000 円の増額は、公共下水道事業債利子の利率の変更によるものです。

上段の 1、歳入ですが、4 款 1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 5 5 万 1,000 円の増額は、歳出で説明しました町債償還額の増及び収支の調整によるものです。

以上、令和 5 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号令和 5 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号令和 5 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 39 号

○議長（篠原義彦） 日程第 14 議案第 39 号令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第 39 号令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と委託料及び企業債利息の増額によるものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は14万7,000円増額補正し、収入の総額を1億4,848万4,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は4万7,000円減額補正し、第2項営業外費用は19万4,000円増額補正し、支出の総額を1億4,848万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中8,718万3,000円を8,708万1,000円に、5,933万9,000円を6,227万6,000円に、2,504万4,000円を2,200万5,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は10万2,000円減額補正し、支出の総額を9,811万8,000円とするものです。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

収入ですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金14万7,000円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

支出ですが、1款水道事業費、1項営業費用、2目配水及び給水費、給料から3目総係費、退職給与金及び5ページ、6ページの資本的支出の給料の減額については、人事異動によるもので、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

3目総係費、委託料68万円の増額は、公営企業会計移行に伴い、現水道料金システム内の事業名など変更が必要となるため、システム修正を増額し対応するものです。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費19万4,000円の増額は、企業債利息の利率の確定によるものです。

次に、1ページにお戻りください。

下から2段目、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人事異動に伴い82万9,000円減額補正し、2,523万8,000円に改めるものです。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を14万7,000円増額補正し、2,262万3,000円に改めるものです。

以上、令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

きます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第40号

○議長（篠原義彦） 日程第15 議案第40号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第40号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の調整と寄付金が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という。第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を33万1,000円増額し、収益の合計を11億3,307万9,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を659万円増額し、費用の合計を11億8,251万9,000円とするものです。

資本的収入および支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入、第7項寄付金を1,000万円増額し、収入の合計を1億4,832万3,000円とするものです。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を1,000万円増額し、支出の合計を1億7,831万6,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を659万円増額し、8億377万7,000円とするものです。

2ページをお開きください。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を15万7,000円増額し603万円に、第4号基礎年金拠出金的負担経費を17万4,000円増額し1,807万6,000円とするものです。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入から御説明いたします。

収益的収入。

1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金33万1,000円の増額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものです。

下段の収益的支出。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費659万円の増額ですが、1節給料、2節手当及び4節退職給与金は、人事異動等によります調整によるもの、5節法定福利費は人事異動及び負担金の負担率変更等による増額となっております。

なお、給与費の増減の内訳は6ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入。

1款資本的収入、7項寄付金、1目寄付金1,000万円の増額は、本別町内企業であります小川建設工業株式会社様からの寄付を受け入れるものでございます。

下段の資本的支出、1款資本的支出、3項投資、1目医療施設等整備基金積立1,000万円の増額は、収入で説明いたしました寄付金について、医療施設等整備基金に積み立てるものでございます。

以上、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第41号

○議長(篠原義彦) 日程第16 議案第41号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第41号財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的であります。現在使用しております小中学校教育用パソコン及び周辺機器につきましては、教員使用用として小学校用は平成27年度に、中学校用は平成28年度に購入しており、小学校用につきましては導入から7年、中学校用につきましては導入から6年が経過し、パソコン及び周辺機器の更新時期を迎えていることから、機器の更新を行ない、事務効率の改善及び情報セキュリティの維持・向上を図るものでございます。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、株式会社本別システム総合研究所、株式会社つうけんアクティブ道東事業部帯広事業所、株式会社ウチダシステムズ北海道支社帯広支店の3者を選定し、令和5年4月6日に見積合わせ執行通知を行ない、令和5年4月21日に見積合わせを執行しております。

取得する財産につきましては、パソコン及びファイルサーバー、通信機器等の周辺機器等一式となっております。

取得価格につきましては、2,673万円で、見積り合わせの回数は1回で決定をして

おります。

取得の方法につきましては、札幌市中央区北4条西6丁目の北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるもので、仮契約につきましては令和5年5月12日に行なっており、納期につきましては令和5年12月31日としております。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方につきましては、中川郡本別町南4丁目175番地12、株式会社本別システム総合研究所代表取締役吉村信宏となっております。

以上、議案第41号財産の取得についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、取得価格が2,673万円ということでございまして、御説明ではパソコンやサーバー等一式ということでございました。積算の内容についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、積算の内容についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、パソコンにつきましては小中学校合わせて77台更新しておりまして、内訳で言いますと中央小学校が19台、勇足小学校が13台、仙美里小学校が9台、本別中学校が19台、勇足中学校が17台となっております。そのほかに周辺機器ということでファイルサーバー、主にデータのほうを保存しておくものになりますが、こちらが各校1台。それと併せましてバックアップ用のNAS、これも記憶装置になりますが、こちら各学校に1台。併せまして、通信機器ということで無線のアクセスポイント、こちらが1台となっております。

ほかに設定費、運搬の搬入費等合わせた内容となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 台数等について御答弁いただきました。

単価が分かるように御説明をいただきたい。その細々とした周辺機器等までは求めませんが、例えば設定費がいくらなのか、パソコン1台当たりがいくらになるのかとか、その辺がわかるように内容の御説明を改めてお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 単価のほうになりますが、予算ベースになりますが、まずパソコンのほうですが、こちらが1台17万5,600円となっております。ファイルサーバーのほうは27万1,000円、バックアップ用のNASになりますがこちら5万5,000円。あと先ほどちょっと触れてなかったんですが、無停電電源装置といいまして、停電になったときに突然電源が切れるのではなく、安全に電源を切るまでの電源を確保するものなんです、こちらが2万2,900円。主なものは、あと無線アクセスポイント、こちらが1台13万8,000円となっております。

あと設定費、搬入設置費になりますが、こちら5校合わせてになりますが512万3,

300円となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第42号

○議長（篠原義彦） 日程第17 議案第42号静山研修センター解体工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第42号静山研修センター解体工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

静山研修センター解体工事契約締結に当たりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的につきましては 静山研修センター解体工事請負契約で、工事内容につきましては、昭和53年築鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積821.71平方メートルの建物解体と外部の地下オイルタンク、浄化槽、駐車場舗装等の周辺外構一式の解体をするものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札によるもので、指名委員会は令和5年5月2日に開催し、指名業者につきましては、株式会社塚林建設、株式会社山本建設、中前建設株式会社、有限会社後藤建設、株式会社稲田建設、株式会社鹿島組、株式会社野田組の7者を選定いたしました。

令和5年5月8日に指名通知を行ない、令和5年5月26日に入札を執行しており、契約金額は8,085万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、中川郡本別町向陽町3番地4中前建設株式会社代表取締役中前孝二であり、仮契約は令和5年5月31日に行なっており、工期は着工が本契

約の日から7日以内で、完成は令和5年12月25日であります。

以上、議案第42号静山研修センター解体工事請負契約についての提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

藤田議員。

○7番（藤田直美） それではこの契約に関してですが、予定価格、予算時の予定価格の何%で落札されたのかということと、またこの建物は大変古いということで解体に関して調査をしまして、建築物に有毒なものも含まれているということで、予定の金額が予算時に出されていたと思います。

それに関して、そういう資格や技術がある業者を指名されたと思いますが、工事に関しましても、環境や人に配慮した工事がなされるのか、そういう契約となっているのかを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず今回の落札率でございますが、落札率につきましては予定価格の99.66%となっております。

こちら工事の選定に当たりましては、本町に工事の建設業の登録のある事業者のほうから選定しておりまして、こちらにつきましては今回アスベストも含まれる解体工事ということになってございますが、そういったことも含めて対応のできる事業者ということで、そちらのほうにつきましては入札参加資格の要件でこちらのほうできちんと判断をいたしまして、入札の選考をしておりますので、そういった配慮等につきましては、きちとなされるものと捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号静山研修センター解体工事請負契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号静山研修センター解体工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日6月7日から12日までの6日間は休会であります。6月13日午前10時再開
であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から6月8日正午をもって締め切りますので、質問のあ
る方は時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時25分）

令和5年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

令和5年6月13日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第 1 一般質問

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	宮口淳哉	健康・こども課長	高橋紀尊
建設水道課長	加藤勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長	野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課主幹	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長	千代孝徳	農委会長	牧田安史
農委事務局長	舛舘憲	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第1 一般質問を行ないます。

2番加藤徹己議員。

○2番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問いたします。

なお、一問一答細目方式はなしです。

子どもの学校給食費の無償化を。

日頃より、へき地保育所の子どもたちをはじめ、小学生、中学生、そして高校生に、安全安心のおいしい給食を提供していただいております学校給食共同調理場の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

質問要旨。

小中学校の学校給食費無償化については、他の町村でも独自に実施しています。本町では、小中高生までの学校給食費を諸物価高騰による子育て世帯への支援と少子化対策の一環として、無償化を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

要旨の明細。

本町では、学校給食の実施に必要な食糧材料費は、小中高生の保護者が負担しているところです。また、多子世帯については、平成30年から3人目以降の児童・生徒に対し、学校給食費の無償化が実施されています。

しかし、他の人口1万人以下の町村では学校給食費の無償化を独自に実施しているところがあります。現在、国も議論を進めていますが、全国的な諸物価高騰の影響などで子育て世帯の家計は非常に厳しい状況にあり、支援を必要としています。

また、本町の人口減少は特に顕著であり、少子化対策の一環としても、全児童・生徒を対象に学校給食費の無償化を本町独自の取組として早急を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 加藤議員の、子どもの学校給食費の無償化をについて、お答えさせていただきます。

小中学校の給食につきましては、学校給食法第11条に、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の経費は保護者負担とすると規定されており、給食の食材料費については、保護者に負担していただいているところでもあります。

給食費についてでございますが、加藤議員からの御質問の要旨にもございましたが、経済的理由によって負担が難しい場合は、就学援助制度により給食費分を援助しており、多子世帯に係る給食費は第3子以降の給食費を減免し、出生率の向上や子育て環境づくりの促進を図っているところです。

また、昨今の食材費の高騰による賄材料費の増額分については、帯広市では値上げを検討されるようですが、本町においては子育て支援の一環として、町の財政措置により、給食費を値上げせずに保護者の負担を軽減しているところであります。

給食費の無償化につきましては、無償化した場合、子育て世代の保護者の経済的負担を軽減する効果があり、子育て世帯への支援や少子化対策に寄与するものと考えられますが、実施するには、令和5年度予算額として計上している約2,300万円について、継続的かつ安定的な財源確保が必要となり、その財源を町が独自に一般財源として確保することは、ほかの施策との調整をはじめ、影響が大きいものと考えております。

しかしながら、教育委員会といたしましても、給食費の無償化を含め、子育て世帯への支援と少子化対策として、どのような施策が有効で優先されるべきか、関係団体とも協議するとともに、国でも給食費の無償化について議論を進めておりますので、今後の国の動向や国会での議論に注視していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） ただいま、教育長から答弁をいただきました。

学校給食費については、食材材料費、これについては学校給食法第11条の2項で、これは保護者が負担するというところで、本町も負担をしているところですが、現在、今、教育長が言われたように生活困窮の世帯、また、第3子以降の多子世帯についても本町独自の支援は実施をしているところでございます。

しかし、まだまだこの政策を実行していくには、まだ足りない部分、それを今回提案をしているところです。全国でも、高校生までの支援についてはあまり例がないということでございますので、本別町の独自の支援策ということで、今回提案をさせていただいております。

国の動向についても説明がありましたけれども、現在、まだいつどうするかということも決まっていないところでございますけれども、国の支援策を待ってこの施策を実行するというのではなくて、本町の人口減少、また、多くの部分で町民が期待する部分、どうしても最近本町のネガティブな部分の報道が多いこの中、全国に先駆けて本別町の政策を発信するという、そういうことで提案をしているところですが、

現在、子育て世帯、文科省が毎年実施している、小学校、中学校、高校等で必要となる学費について、どのくらいかかっているかということで、平成3年度の全国調査がありました。小学校では35万2,566円、前年度よりも3万1,285円増加しています。中学校でも5万420円が前年度よりも、学費等の負担が増えている。高校でも5

万5,502円、これだけ増えている。非常に大きな負担になっている。そして、なおかつ、このたび諸物価高騰の影響に、さらに6月から北海道電力の電気料金が平均23.22%の値上げということで、ますます子育て世帯に大きな負担になっている。この少子化、それと移住促進にも十分に配慮して、このような高校生までの完全給食の無償化というのを実施してはどうか。この北海道の小さな本別町から、そういう政策を全国に発信してはどうかということで、明るい話題を本別町から提供してはどうかという提案でございます。

財政の問題も、今、報告されておりました。非常に本町も厳しい財政ではございます。令和3年度の決算の中で、非常に大変だという、財政的には厳しいものがある。ただ、健全化判断比率及び資金不足比率、これが新型コロナの臨時交付金等も影響していますが、おおむね本町の財政的には問題が少ない。しかし、総務課長の答弁では、依然として財政が硬直化しているので、これはきちんと対応していかなければならない、財政の健全化に努めるということでございますけれども、今のところ、この本別町の財政で逼迫しているという状況にはないと私は感じています。今、令和4年度についても、今回の定例会の中で町長からも行政報告がございましたけれども、歳入の町税については若干の不安はありますけれども、令和3年度の決算とほぼ似通った数字になる。このときに、こういう思い切った政策を、小中学生、高校生の学校給食費の無償化に踏み切るといふ、そういう決断をしていただきたいと考えているところでございます。改めて考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初の答弁でも私申し上げましたが、給食費の無償化、これは子育て支援の施策としては、もちろん保護者の負担軽減というところでは有効な施策の一つであるとは考えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり財源の関係、加藤議員は大丈夫ではないでしょうかということもおっしゃっていただいておりますが、ほかの子育て支援策との調整、あるいは整合性、そして優先すべきところ、そういったところももちろん調整する必要があるのかなと考えております。

また、それぞれ子育て施策、そういったところに関してもいろいろな、町民の方の中でも御意見があらうかと思っておりますので、当然そういったPTAの関係ですとか保護者の関係する団体等の考え方も重要になってくるのかなとも考えているところであります。

したがいまして、国のほうも今そういった議論がされるということもありますが、町独自の支援策として先行してはどうかという御意見と、どうその辺の財源との折り合いをつけていくかということが課題なのかなと考えておりますので、そういったところをまた一度研究していくことも重要なのかなと、今、考えているところでござい

す。

以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 財源が大きな、今、ネックになっているということでございますけれども、ほかの自治体、先行して小学生、中学生についての給食費の無償化を進めているところについては、新型コロナの臨時交付金なり物価高騰に関する臨時交付金等、そのような形の部分に足して、一般財源を足して実施しているという自治体もございます。

いろいろな意見があるとは思いますが、PTAとか、そういう人たちの話とかもあるとは思いますが、今、国でも議論をしているところでは、子どもたちを育て支えるのは社会全体で支えるのですよ。これからこの国の未来を支えていく子どもたちを、その力を養い育てていく、そういうのは社会全体で進めていくのだ、支えていくのだという機運が高まりつつあります。これを本町も十分に検討していただいて、現在は教育委員会でも検討はされているということです。その議論をもっと深めていただいて、国がやってからではなくて、国がやる前に本別町、本町独自の施策として進めていく、この取組をするのだという、そういう気持ちを持って取り組んでいただきたいなと考えています。本町の未来を担う子どもたちへの投資をしていくというような考え方で進めていただけないものかな。財源は今、問題はあるかもしれませんが、ぜひそのような考えを持っていただけないかと考えます。

本町独自の取組を全国に発信するのだという、そういう考えで小学生、中学生、高校生の学校給食費の無償化を早急に実施するように、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。見解をもう一度伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤議員、質問の言葉の中で、要望事項は御遠慮ください。

高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 加藤議員からの御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁と重なる部分あるかと思いますけれども、社会全体で子育てをしていくという風潮、これは十分私も理解するところであります。

繰り返しとなりますけれども、本当に給食費の無償化もそうですけれども、義務教育を含め、その他の教育施策に関するそういった予算というのも十分確保していかなければならないと教育委員会としては思っております。給食費のみならず、本当に保護者の方にとって今求められるものというのは、まだいろいろな考え方もあると思っております。

そういった部分では、今、地方創生の臨時交付金等も活用しておりますけれども、やはり恒久的な財源の確保となると、違う面もしっかり議論していかなければならないと思っておりますし、もう一つは給食費の在り方についても、今、第3子以降の子どもの部分、減免するだとかいう部分も施策としては進めさせておりますけれども、いろ

いろな方法まだ考えられるとも思っております。

まだその町によっては独自の施策として、今のところは100%無償化というところもありますけれども、例えば2割減免ですとか3割減免だとか、そういった部分というのでも施策としては考えられるところではありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、全国に先駆けてというところでは既に、もちろん十勝管内的にも実施している町村もございますし、そういった部分では、独自性、移住対策も含めということでも御提案いただいているところではありますけれども、やはり委員会全体としてはその部分、教育費全般としての予算確保といったところも重要だと考えておりますので、その歳入の部分と歳出の均衡というところも、教育費全体としてどういう施策を打っていくのが有効なのかというところを推移として見ていきながら、施策として考えていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 今、教育長からも答弁いただきましたけれども、学校給食費のみならず教育費全体の中でということですが、なかなかそこまでいくとハードルが高くなる。絞っていかなければならないところではないかなと思います。これは重点的、そして費用対効果も含めてやっていかなければならないのかなと思います。

また、管内もしくは道内でも、小学校、中学校の学校給食費の無償化については取り組んでいるところもございますけれども、今回提案しているのは高校生までということで提案をしているところは全国にはまだないと、私が見た中ではなかったと思うのですが、もちろん管内ではありませんし、道内でもありませんので、それを今回、検討していただきたい。小学生、中学生、高校生までの学校給食費、これを全国に先駆けて実施することに意味があるのですよということを提案を申し上げますので、その点もう1回伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々々答弁をさせていただきます。

今、議員のほうから、明るい話題を全国的に発信すべきというところがございますが、私もそのような明るい話題を全国的に発信したい、そう思っているところがございます。

ただ、学校給食費につきましては、無償化は分かりますけれども、やはり財政的出動があると。さらに言いますと、以前は保護者が負担すべきと。他の町村で無償化が進んでいたとしても、やはり衣食住は保護者の負担、そしてその他支援、学びのほうについては、地域は地域で学び育てる、そして社会が育てる、そういった観点で進んできたわけですが、昨今の状況によりますと、国もこの給食費の無償化について論議を始めたというところがございます。

議員おっしゃるとおり、高校生までの給食の提供につきましては、本町の独自という

ことで進めております。しかしながら、管内におきましても高校生までもを対象として無償化をしている町村もございます。私どもといたしましては、要は生活困窮、低所得者に対する配慮は十分なされなければならない、そう思っている観点から、学用品におきましても、準要保護、要保護の世帯につきましては、修学旅行等々まで無償化をしてございますし、また、そのほか給食につきましても、準要保護、それから要保護の世帯につきましては全て無償化とさせていただいているところでございます。そういった観点から、もう少しの間、国の動向を見守りたい、その上で判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

子どもは地域社会で育むということは私も承知してございます。国の動向を踏まえつつ、また、国が実施をしない場合でありましても、この無償化について、今後、本別町が将来に向けてどうしていくのか、その辺も心に留めながら最終判断をしてまいりたい、そして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、11番柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問させていただきます。

物価・電気料高騰による町の独自支援策について。

質問要旨。

本年6月から、さらなる物価、電気料の高騰により、町民、事業者、商工業者、農業に対する町の独自支援策の充実が求められています。町民にとってインパクトのある支援策を実施することで、本別に住んでいてよかったという方が一人でも増え、いつまでもこの町に住み続けたいという思いや願いをかなえる必要があると考えますが、町の独自支援策について考え方を伺います。

明細です。

1、令和4年度に実施した物価高騰対策について。

昨年度に実施した様々な事業実施後の町民、事業者の反応、成果と課題をどのように捉えているのか伺います。

2、令和5年度に実施予定の物価高騰対策について。

①地方創生臨時特例交付金の予定交付額、コロナ対策費を除く、町独自支援策に充当することのできる事業内容、予算規模、現段階で検討している主な事業内容、町民生活分野と事業者支援分野はどうなっているのか。

②事業内容を検討、決定するに当たりヒアリングを行なっている、予定している団体、事業内容の決定プロセスは。

③インパクトのある支援策について、全世帯及び全事業者に対する一律現金給付を早期に実施すべきと考えるが、見解を伺います。

3、電気料高騰に対応するための補助事業内容の見直しについて。

太陽光発電に対する補助事業を実施しているが、この事業内容を早急に見直し、蓄電池の設置、高効率給湯設備の設置、取替えを事業内容に加え、補助金の拡充を図っていくことが、電気料高騰対策とゼロカーボンの推進にもつながると考えるが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員からの物価・電気料高騰による町の独自支援策についての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、令和4年度における物価高騰対策事業についてであります。生活者支援といたしましては、主に物価高騰生活応援商品券交付事業や福祉灯油事業を実施し、商品券交付事業では6万7,584枚、金額にして3,379万2,000円が利用され、福祉灯油事業におきましては、支給決定者815人、金額にして2,445万円を支給しております。

事業者支援では、主な事業といたしまして、営農資材高騰緊急対策臨時特別支援事業として、農業者250件に対し、合計約2,900万円の給付金を支給し、また、物価高騰等臨時特別支援事業として、176事業者に対し、合計1,811万円の給付金を支給しております。

事業の評価といたしましては、事業者団体との懇談の場で業界の苦しい状況を理解して支援をいただいたことに感謝しているとのお話もあり、一定程度の評価をいただいているものと認識しております。

2点目の、令和5年度に実施予定の対策についてであります。地方創生臨時交付金につきましては、本年3月末に国から電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額、強化として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援が示され、内容としましては、低所得者世帯支援枠としての現金給付と、推奨事業メニューとしての生活者支援、事業者支援の枠組みが提示されたところであります。そのうち、低所得者への給付金支給につきましては、先日の補正予算におきまして予算措置を行ない、速やかに給付事務を進めているところであります。

①の推奨事業メニューの生活者支援、事業者支援につきましては、事業内容として、生活者支援ではさきの補正予算分に上乗せをするなどの低所得者世帯、子育て世帯への支援や消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買換え促進による支援が示されており、また、事業者支援としましては医療、介護施設等への物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通や地域観光業等に対する支援が提示されております。

予算規模につきましては、推奨事業メニュー分で4,267万1,000円の交付金の内示があったところです。

具体的な事業内容につきましては、現在検討中ではあります。現段階で各担当課か

らは、生活者支援として学校給食費の負担軽減等、事業者支援としましては、介護、福祉施設への食材料費負担への支援、小売店の販売促進対策支援、畜産業者への飼料高騰対策支援等の提案、要望が出てきております。

②の今後の事業検討、決定のプロセスにつきましては、J A本別町とは実施内容や時期について既に協議を進めているところであり、今後、町商工会や介護福祉サービス事業者等の各関係機関、団体とも意見交換を行ないつつ、北海道の施策や地域の状況、また、これまでの支援状況とのバランスも考慮しながら、できる限り速やかに実施できるよう検討を進めてまいります。

③の全世帯及び全事業者に対する一律現金給付につきましては、対象者抽出など実務上のスピード感の観点や、広くあまねくという点からは効果的と考えられますが、限りある財源を活用する観点から、本町への経済効果が最大となるよう慎重に検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

3点目の、太陽光発電に対する補助事業の見直しについてであります。まず、過去3年間の本町の支給実績につきましては、令和3年度申請者への1件となっております。

2012年7月に、いわゆる再生可能エネルギー特別措置法が施行され、10キロワット未満、最大1キロワット48円で電力会社等に取り上げられていた家庭用太陽光発電の売電価格は年々下落傾向となり、現在は1キロワット当たり16円となっております。また、契約期間である10年を経過すると、1キロワット当たり10円以下の売電価格となる状況となっております。このような状況にあることから、現在は10キロワット未満の家庭用太陽光発電のみの導入メリットは非常に低いとみなされ、申請が減少していると分析しております。

議員御指摘の、蓄電池や高効率給湯器等の設置に関する事業改定につきましては、先日の補正予算の提案で議決をいただきました、ゼロカーボン施策推進に向けた専門人材活用事業が今月末からスタートしますが、この取組で本年度中に町民への普及啓発と意識醸成を図り、町内一体となったゼロカーボン事業を推進できるよう、協議会も設置したいと考えております。

蓄電池や高効率給湯設備等の高機能機材の導入により温室効果ガス排出を抑制することはゼロカーボンの推進と連動した取組となることから、協議会の中で前向きに検討しなければならない案件であると認識しております。

いずれにいたしましても、世界規模の取組であるゼロカーボン施策については、個々の動きだけでは効果が生まれにくいことから、町内一体一丸となって取り進めなければならないと考えますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま答弁のほうをいただきました。何点か再質問させていただきます。

令和4年度に実施した物価高対策、商品券だったり福祉灯油ということで一定の評価を受けていると、私自身も思っています。

令和5年は、先ほど町長からも言われましたが、国から示されている低所得者と低所得者の子育て世帯に3万円、5万円の給付、これは国からの指示で行なっていると思います。その財源が、先日の補正予算の質疑から分かるとおり4,200万円ほどまだあるというか、使えるという状況の中で、様々な、JAと協議したりしているということですが、この庁内でのヒアリング、年度開けて2か月ぐらいたっていますけれども、何点か出ているとは思いますが、そのヒアリングはどういったスピード感を持ってやっているのかお聞きしたいと思います。

インパクトのある支援策というのも、新聞見れば分かるとおり、6月補正で帯広市、芽室町、音更町などは水道料金の基本料金免除ですとか、様々な事業の上乗せ等行なっている中で、本別町も前回、水道料金の基本料金の免除ではなく、商品券にして町の活性化にもつなげるよというような、事業者にもプラスになるような施策を展開していたところですが、そういったインパクトのあるものが必要だと思いますが、改めてこの見解を伺いたいと思います。

3番の太陽光発電の補助についてですが、過去3年間で1件のみということです。これから電気料高騰、そして国の補助もなくなっていく中で、スピード感のある見直しが必要だと考えます。去年の段階から電気料上がるとも言われて、町民の皆さんも苦労されているという中で、今年の3月の予算の中で、同じように予算提案があったので、もうちょっとその辺は、電気料高騰を見据えた蓄電池の補助ですとかを組み込んでいただきたかったとは感じますが、そのスピード感、このゼロカーボン推進協議会を立ち上げた中での提案ということになれば来年度になってしまうのかなと感じますが、その時期についてお伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 私のほうから、1点目と2点目の件に関しまして答弁させていただきます。

まず、令和5年度事業に関しての推進体制というか、事業決定のスケジュール感というところなのですけれども、まず今回の、国から交付金当たりますというような発信がされたのが3月末の状況ですので、そこから庁内各課に意見照会をかけて、一旦上がってきたというのが5月の中旬になっております。そこから事業、すぐにできるものであれば6月補正上げたかった部分もあるのですけれども、ちょっと内容につきましては精査が必要な部分が多々あったという部分もありましたので、あとは関係団体との調整、そういった部分も必要と捉えておりますので、まだ補正対応はしていないというところではございます。

ただ、議員おっしゃるようにスピード感というのは当然重要な部分だとは思っていますので、なるべく早く事業執行できるように進めてまいりたい、関係団体との協議も進め

てまいりたいと考えております。

2点目の、インパクトのある事業という部分でございますけれども、具体的に何かというところはまだこれから検討しなければならない部分かとは思いますが、いずれにしても財源の部分、4,200万円という国からの交付金、内示がございましたが、それだけで済むのか、それだけでインパクトのあるものができるのか、あるいは自主財源も加えた上で何らかをする必要があるのかというところも踏まえて、調整、検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ゼロカーボンにつきましては、先ほどお話の中にも出てきましたけれども、6月の補正予算の中で専門人材を活用した事業を進めると議決をいただいております。その中で、まさにこれからスタートするということなのですけれども、まず町民の機運醸成を図りまして、そこから協議会を設立、その中で課題等を抽出しながら検討していくという形になっております。

具体的な予算につきましては、現段階ではちょっと判断しかねるところなわけですが、国、道の有効な財源、見極めながらすることが必要だと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度伺いたいと思います。

3月末に国から予算が提示されて進んできたということですが、この内容の精査等、いろいろな課の課長、職員が、町民の誰が困っているのか、どこが困っているのかを慎重に見極めていただいて、そういった予算に反映させていただきたいと思っておりますが、これ、どうでしょう、国の予算がきて、国がやりなさいということ以外のお金は町が、うちの町で何が困っているのかを町が判断するということは大事だと思っております。その辺の意識をお聞かせください。

インパクトのあるということですが、4,200万円でどれぐらいのことがということでしょうか、3月の予算委員会の中で総括質疑させていただきました。副町長のほうから、困ったときは自主財源にもいとわないという言葉いただいております。今その段階で、どうでしょう。本別町民は物価高騰やエネルギーの高騰で困っているとお考えですか。再度お聞きしたいと思います。

電気料高騰の補助金、ゼロカーボンの協議会を立ち上げて国の予算をとということですが、先ほどからも言っているとおり、今年の6月から電気料は上がります。国の補助は9月になくなります。そして寒い時期が訪れて、皆さん蓄熱暖房機ですとかを使って、大変な冬を迎えるのではないかなと想定しております。その辺のことを考えて早急にという質問をしていますが、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々質問について答弁をさせていただきます。

まず1点目、誰がどこが困っているのか把握しているのかという部分でございますが、この部分につきましては、昨年度の支援につきましては、新型コロナウイルス感染拡大が広まっている中で、一刻も早く判断をしなければならない、そういったところで独自の支援策として、我が町におきましては、水道料金をただ減免するわけではなく、商品券ということで、町内の事業者にもその波及効果が現れるよう、その取組をさせていただいたところでございます。

今回につきましては、確かに電気料金は6月から値上がりをし、国の施策でいえば、今の段階ですよ、9月までという支援策となっているところでございます。そういった町民生活の厳しさは私も十分認知しているところでございますが、片や、もう一方、薄く広く町民の皆さんに今回支援すべきなのか、それよりももっと重点的なところ、要は経営的に困っている産業分野があるとしたら、そこに重点的に支援を講じていくことが必要なのか、その2点について、今、見極めをしているところでございます。

先ほども答弁させていただきました。今、基幹産業である農業は大変厳しい状況下にあります。そして、さらに畜産部門につきましては大変苦しい、酪農もそうですけれども、そういった中での支援策、どうしていきましょうかというところで、JA組合長とも協議をさせていただきました。早急に支援を講ずる必要があるのであれば、6月の補正予算に計上したいというところでお話をさせていただきましたが、今、国、そして道の支援策が固まりつつあり、また、道におきましても臨時議会で畜産酪農業に対する支援策が決定をされ、乳価も値上がりをしたという段階においては、今ここですぐに支援策を講じるのではなく、総体的に見極めた段階で支援してもらいたい、そういうお話も承りましたので、6月補正の計上はいたしませんでした。

また、商工会、そのほか関係団体とも協議を今後進めていかなければならないと思っているところでございますが、その中で、コロナが5月8日に5類に変更されたこと。そして、事業者もコロナ前の経済には戻ってはいないが、かなり戻りつつあるというお話も聞いてございます。しかしながら、町民一人一人の御家庭におきましては、議員もおっしゃるとおり電気料が値上がりをするという状況もあります。そういった総合的な観点から、今後どのように支援策を講じていかなければならないのか。やはり支援策は効果が必要でございますので、最大限の効果を図るための今、施策を庁内で検討している段階でございます。もう少しお時間を頂戴したいと思っているところでございますし、電気料金につきましても、他の自治体の支援策を見ますと9月以降の電気料について支援をするとか、そういった報道もちらほら出ております。本町といたしましては、そういった全町内の状況を見極めつつ、早急に判断をしながら、しかし、早急といえども堅実に判断をしながら決定をし、その時期が9月補正には間に合わないと思いますので、臨時町議会を開催をいただいて支援策を講じてまいりたい。今、そういう段

階で進んでいるところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げますとともに、3月の町議会でもお話をさせていただいたとおり、現在4,200万円程度の国からの交付金の財源はございますが、仮にそれを超える支援策が必要と捉えた場合につきましては、自主財源の出動もやむを得ない、そうすべきだと思っておりますので、その点を付け加えまして答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま町長から力強い答弁いただいたところでございます。

総合的なということですが、町側が、どこが誰が困っているのか、その見極めですね、見極めというのはどういった判断で最終的に行なうのか伺いたいと思います。

もう1点、電気料金の補助ということですが、私、電気料金を支援するとは一言も言っておりません。ソーラーシステムの補助金は過去3年間で1件しか使われていません。それが今の時代のニーズに合っていないので、蓄電池もしくはエコキュートを補助に加えてはどうかというのを聞いております。もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問の1点目でございます。

誰がどこで困っているのか、どのように判断するのかというところでございます。その方法につきましては、まず農業サイドでいえば、先ほども答弁させていただいたとおり、もう既に農協とは協議に入っておりますし、今後、商工会等々の関係機関とも十分に協議を進め、そしてお話を聞く中から判断をしてまいりたいと思っております。

また、福祉分野につきましても、それぞれの事業者等々の御意見を賜りながら、総合的に判断をしてまいりたいというところでございます。

ソーラーシステムの件につきましては、やはりゼロカーボンを推進していく上では、私もここは避けて通れない、そういった観点で今、考えているところでございますが、現段階において、生活電気料の値上げ、そして生活困窮者への支援等々を考えてみれば、今の段階でソーラーシステム、蓄電池を含めた建設費の助成も考えられると思いますが、果たしてそういった所得層の人が、実際に町で補助金制度を設けても、実際に建設していただけるのか。そして、その方が実際に生活の一助となるのか。その辺は極めて疑問に思っている点もございます。200万円、300万円の投資を2分の1で町が助成をしたとしても、150万円程度の自己資金が必要。実際に今、生活でお困りの方が、150万円もの大金を投入して設備に投資できるのか。そういったことを考えてみますと、この分野につきましては蓄電池、それからそういった関連施設につきましては、やはりじっくりと考えた上での判断が必要だと思いますし、そういった観点で6月末にスタートいたします、ゼロカーボンの分野でしっかりと論議を進めてまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、2050年度までに排出量を総体的にゼロとする国の施

策が決まっておりますので、本町におきましてもしっかりとした計画を練って、実践、実行してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 改めて、お伺いします。

町長言うとおりに、みんなが困っていると思います。農家も、牛屋は大変だ、商工業も、コロナで客が戻ってきたけれども、仕入れが高くて困っていると。町民の皆さんもスーパーに行けば値上がりしている、電気代は高くなる。なので私は、誰が困っているというのは図れないと感じています。なので、一律給付だと今回質問させていただきました。再度お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

先ほども答弁いたしました、やはり一律支給がいいのか、それともへこんだ産業へ重点的に支援するべきなのか、そして、両方支援するにはどちらに重みをつけるのか、そういったことも総体的に判断をし、支援策を検討してまいりたいと考えております。一律現金支給を否定するものでは何もありませんので、そのことも踏まえた検討とするところで御理解をいただければありがたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○11番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいたので、1問について一般質問を行ないたいと思います。

質問事項は、ふるさと納税のつながりをさらに深め、広げるにはということで伺いたいと思います。

質問要旨。

ふるさと納税による寄付金は、1億円を超える見込みとのこと。返礼品の送付のほかに、つながりをさらに深めるためには、居住体験等、来町してもらう返礼も取り組んでどうかと考えるが、見解を伺います。

要旨の明細です。

本町のふるさと納税事業は、本別町個性あるふるさとづくり寄付条例を平成18年4月1日に施行、取組を開始しました。

当初は返礼品はありませんでしたが、その後、寄付者に対して返礼品を送付すること

として取り組んできました。

町のホームページによると、令和4年度のふるさと納税寄付金は1万9,657口、1億75万8,500円と、1億円を超えるとのこと。

また、リピート率は約10%、新たな寄付者は6,200件とのこと。コロナ禍という状況の中、一定の成果を上げていると考えます。

なお、寄付金の運用状況は、町ホームページに掲載されています。福祉でまちづくり事業をはじめ、まちづくりに運用されています。

現在、一定額の寄付者、これは12万円以上となっていると思いますが、一定額の寄付者に対して、町内宿泊施設を利用できるなどの返礼品もあり、返礼品はかなり充実していると考えます。

これらを踏まえて、さらに寄付者の方が本町のイベント参加や居住体験、御所の活用なども踏まえて、そのような体験ができるような取組を行ない、関係人口の増加や移住につなげるなどを目指してはどうかと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員より御質問のありました、ふるさと納税のつながりをさらに深め、広げるにはについて、答弁をさせていただきます。

本町の個性あるふるさとづくり寄付条例に基づきまして実施しているふるさと納税事業につきましては、令和3年度に5,469件、寄付額8,927万4,000円を受領し、令和4年度につきましては、7月から開始した企業版ふるさと納税を含めると6,870件、寄付額1億75万8,500円を受領いたしました。

この寄付額増加の主な要因といたしましては、昨年度ポータルサイトを新たに4つ追加したほか、役場内でプロジェクトチームを発足し、様々な町内産品を取り扱う事業者と交渉を進め、阿保議員のお示しのとおり、町内宿泊施設を利用できる返礼品などを含め、令和4年度は新たに67品を返礼品として追加したところであります。この2つを実行したことによる効果につきましては、令和3年度と比較すると約3,670万円の増となっております。

また、昨年12月からポータルサイトの充実と寄付額向上を目指し、ECサイトの運用を得意とした事業者と業務提携した結果、本年度は6月8日現在で1,181万4,000円、前年度比336万8,000円の増額となっており、ポータルサイトの一つである楽天ふるさと納税の野菜・きのこ部門では、これも6月8日の情報ではありますが、全国で第1位、総合ランキングでも全国で36位と、数ある返礼品の中でも本町の特産品が注目をされ、全国の納税者から御選択をいただいている状況であり、本年度に入っても、昨年度からの好調を維持し続けているところです。

私は、昨年度ふるさと納税の強化と重点項目に掲げ、新たに専任職員を配置して、ここまで事業を進めてまいりました。少しずつではありますが、着実に成長の兆しを見せていると感じておりますし、町内事業者と本別町の特産品が全国で名が知れ渡るよう、

今後もふるさと納税事業を通じてPRしていきたいと考えております。

また、今後の関係人口創出や移住定住に向けた新たな展開につきましては、その対象層に応じて必要なアプローチがあるものと理解しております。具体的にふるさと納税事業の主な対象者は、本町のことを知らない、いわゆる潜在層であることを鑑みると、初めて寄付をいただいた方をリピーターとして取り込めるようにすることや、潜在層からファンとして昇格させる顕在層への取り組みなど、いわゆる認知拡大の施策が本事業であると捉えております。そのため、これらを実現するためのふるさと納税に特化したイベントは効果的であるものの、十分な費用対効果の検証が必要であると考えております。

また、当該事業が移住につながることを目指してはどうかとのことですが、先ほどの対象層の観点から申し上げますと、これまでの移住者の傾向を分析すると、この対象層の段階を経て移住に至ったケースはほぼまれであるため、移住対象に近い層に対しては、ダイレクトにアプローチや訴求することが効果的であることを内部で分析しております。関係人口の創出に関しては、対象層を分けて、それぞれ必要なアプローチをすることが肝要と捉えております。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま答弁いただきました。ポータルサイトを活用して、かなりこの取組が伸びているという中身だったと思いますし、庁内にプロジェクトチームを設けて対応しているということも、今までちょっと認識していませんでした。そういう取組をされていたということで、67品目を追加して、今、取り組んでいるということで伺ったところです。

このふるさと納税の取組で、初めからずっと申し上げてきたことは、まず本町をこのことによって知ってもらおうと、知ってもらって、できれば来町していただいて、本別のいろいろなことを体験してもらおうと、あるいは宿泊してもらおうと、そういう人的交流を深めていくことが大きな柱の一つだと考えております。

ですから、今町長いろいろおっしゃったと思うのですが、今言ったような人的交流を深めていく対策、対応ということについて、宿泊施設もそうなのですが、その受入体制というか、町としてその受入れ、来町してもらおうという取組に、どのように具体的に対応していくのかということについては重要ではないかなと思うところです。

そして、当初から申し上げているとおり、本別応援団を全国に増やしていくという取組だとも私は捉えているわけで、その辺について、これまでの取組をどのように評価され、また今後、今申し上げたような関係人口の増加や、本別に来てもらおうというようなことの取組ということについて、どのようなことを進めようということを考えているか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

移住ですとか関係人口ですとかという御質問なのですけれども、ふるさと納税の取組につきましては、先ほども答弁の中であつたのですけれども、本別を知らない方、潜在層への認知拡大の施策として、まず考えているということがあります。あくまでも独自財源の確保を大前提として、今、事業を進めているところでありまして、受入体制というところにつきましては、返礼品のホテルですとか、そういうところを返礼品につなげて対応していくというような形を取っているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ふるさと納税の取組をやっているいろいろな例の中では、やはり、ふるさと納税にに応じてくれた方とのつながりを深めるような活動、あるいは、その町に、例えば子どもたちを招くとか、そういうようなことも含めて人的な交流を、ふるさと納税をきっかけに進めている例が見受けられます。

本町としても、今の取組は十分されていることは理解をしているところですが、さらに発展する方向で、やはり人的交流というのをこれからの、このふるさと納税をきっかけとしたまちづくりの一つとして考えていく必要があるのではないかなと私は思うわけですが、その辺について、今後の考え方について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ちょっと先ほどの答弁とかぶる分もあるのですけれども、議員のおっしゃる関係人口ですとか移住、人的交流という枠組みも大切だと捉えております。

ただ、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、現在のふるさと納税の状況でいきますと、やはりインターネット上での買い物というようなふうに移っているということがあります。良い商品を提供して、いかに購入してもらえるかというところが重要になってきているところであります。

関係人口の創出に関しましては、別の切り口というのですかね、例えば移住フェアであつたり、地域おこし協力隊何かもそうなのですけれども、そういう観点で、民間の力も借りながら検討しているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ふるさと納税の物品のふるさと産品の送付を始めたのは、当初は買い物をしてもらおうという考えではなく、本別町の産物を通じて本町を知ってもらおうということが主眼だったと私は思っていたのですけれども、今もうどこでもやっているわけで、インターネットでどこの町のどんな産品がある、こういうものはどこがいというような情報があふれているということだと思えます。

原点に立ち返りながら、つながった方々を大切に、物を売る、買っていただくという関係に加えて、やはり本町を理解し、興味を持っていただく、そのような取組も併せて進めるべきだなと私は思うのですけれども、再度その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ふるさと納税、先ほど自主財源の確保が大前提とお話申し上げたのですけれども、当然、返礼品となると町内の事業者ですとか、そういったところから返礼品を発送するという形になるのですけれども、寄付が増えることによって町内の事業者も経済的な発展ができる。そうなったときに、例えば事業者が拡大をして、事業拡大をすることによって雇用が生まれます。そういったときに、例えば町外からそういう方を受け入れるですとか、そういうことも一つの方法かなとは考えておりますので、自主財源の確保と、町内経済の活性化、ここから移住ですとか定住ですとか、そういうものが生まれてくればいいかなとは考えております。

以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、4番水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について一般質問いたします。

一問一答細目方式で行ないます。

質問事項。

防風林の役割の再確認を。

質問要旨。

防風林がなくなると、強風が原因で起こる様々な被害や町道の保全面が心配されます。このことから、防風林の役割の再認識と保全対応について見解を伺います。

明細。

1、十勝では今、農業の大規模化や効率化が進み、経営面を重視する農家にとっては、防風林の効果よりデメリットを感じる人が多いようです。

十勝総合振興局では、防風林は、風による農作物の被害や肥沃な土地の流出を防ぐ効果があり、農村の生活環境や景観を維持する上でも重要とし、防風林の問題は、林業、交通、観光など様々な分野にまたがることから、防風林の正しい効果を伝える活動を始めています。

住宅街にも多大な影響があり、伐採してしまうと苗木を植えてから効果を発揮するには30年近い年月がかかります。十勝管内でも、防風林の委託調査をしたり、苗木の助成をしている自治体も数か所ほどあります。本別町の現状と、町としても防風林の効果の周知を関係機関と取り組む必要があると考えますが、見解を伺います。

2、防風林が伐採されると、町道の側面の土が流れる恐れがあり、町道の維持に問題が生じると考えます。町道の保全対応について、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 水谷議員からの、防風林の役割の再確認をについての御質問に答弁をさせていただきます。

1点目の、防風林の役割についてであります。土壌浸食の防止、作物の倒伏防止などの効果があることは認識しているところでありますが、一方で農産業機械の大型化により支障になるなど、問題点もあることから伐採される方もおられることも承知しております。

また、耕地防風林を植えるには、御自分の用地に苗木を植えるわけでありますから、隣接する方との調整も必要なことから、なかなか難しい課題があると考えますが、防風林効果など、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、防風林と呼ばれる立木等が伐採されますと、町道の維持に問題が発生することにつきましては、現時点ではそのような場所はないと思っておりますが、公共施設に損傷など、影響を及ぼすことがあった場合は、指導や助言等を行ない、適切な対応をしてまいる所存であります。

今後も、道路敷地の中における町道の保全対応という部分におきましては、引き続き路肩の草刈りなどを行ない、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 私は、今、町長のお話から、関係機関と話合いを持ちたいというお話をいただきました。

私がこの件について考えましたのは、本別町でも農家の離農が増えている中で、離農地を借りたり買ったりして、そういう農家が増えていると思っております。その中で、今まで所有していた農家間での成り立っていたことが、農家同士、または隣接の住宅街とも成り立たなくなることがあると考え、この防風林のこともこのことに該当するのではないかと思い、調査を始めました。この防風林の役割というのが、とても大きなものがあるということを知り、防風林の正しい効果を伝える取組が必要であり、また、必要であれば苗木の助成も必要ではないかと考えています。

農家が所有する耕地防風林は、急激に減少しています。この中で、あくまでも私有の土地ですから、防風林を切ることは前提として自由として考えております。しかしながら、防風林のデメリットとして考えると、十勝総合振興局の調査では200人のアンケート調査を行ない、その結果、畑に日影ができて収穫が激減する、また、枝葉が落ちて生産性が悪化する、大型機械のGPSの精度の低下がある、また、大型機械の妨害となるなどが挙げられて、農家が避けているということが分かりました。

一方で、このまま防風林が減少すると風を遮るものがなくなり、肥沃な土地が流れて

しまうという指摘もあり、防風林の役割の効果としては、風の被害が絶大的に多いものですから、防風林の効果の及ぶ範囲というものが、調査の結果、風上で木の高さの5倍程度、風下で20倍程度ということが分かっております。このことから、強風から農作物や住環境を守るという効果があるということが出ています。

また、雪の吹雪による視界の不良や霧による視界の不良、このことにより道路や家屋を守るという効果があります。一番多い、農家の方が感じることは、春先の強風で大量の土が飛びますから、大切な畑の肥沃な土地が失われて、このことはやはり、防風林の効果農家の方々に正しく理解してもらうことが重要だと思います。そのことによって、今、十勝振興局のほうでは農家の方々、また、町、森林組合、農協を通して、正しい防風林の効果の講座を行ったりしています。

また、作物のことで言いますと、土地の温度を高めて作物の成長を早めるということで、寒冷地帯では大切なことではないかなと思っています。また、防風林のあるところでは生物の多様性が守ってありまして、絶滅危惧種だとかがそこで暮らしているという現実があり、林の管理を行なって、重要な生息場所があるということになっております。

例と申しましては、先ほど苗木の助成ということを申し上げましたが、十勝管内でも苗木の助成をしている市町村は、帯広市、音更町、中札内村、更別村、芽室町があります。強風による被害、これによって大事な土が飛んでしまう、農作物の被害を考えて、中でも芽室町では防風林の取組をモデル事業として進めています。苗木は全額助成ということです。ここでは森林組合、役場、農協、この3つで森林チームをつくって検討会を開き、振興局の方に来ていただいて講話をしていただいて、防風林の正しい役割の講話と、植栽する樹木の特徴の説明をいただいているそうです。ここで、この森林チームで計画を立てていくということを実行しているそうなのです。農家や農協、住民から強風の情報や風光の情報をもらって、令和2年、令和3年、委託調査を行ない、令和3年には調査の結果を農家に説明して理解をいただいた上で、今年度から植栽を始めたとのことです。農家、農協には場所の確認をとって、森林組合、農協が植栽を行なっているそうです、全面的に。現在、ほかにも5か所ほどの場所があり、計画的に植栽をしていくということ計画を立てており、また、随時情報をいただいた時点で調査を行なうとの、本格的な防風林の取組を行なっていることが分かっています。

本別町でも、農家が土地を買うことによって、隣接する住民との間でもトラブルが起こるといこともこれから考えられますので、調査をしながら講話をいただき、計画を持って苗木が必要なところは助成をしていくべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

多岐に渡り御質問いただいておりますので、抜けたときには、また御質問いただければと思えますので、よろしく願いいたします。

まず、農地の流動化によりまして防風林等が切られるということは、先ほどの町長の答弁の中にもありましたとおり、そのようなことはございます。実際のところ、水谷議員からありましたとおり、防風林のアンケート調査結果、私もこれは見ております。そのような中でも、メリット、デメリット、やはりその部分はいろいろございます。その中で、農業者の方が効率よくやはり作業ができる、そのような観点で切られるというところがあるのかなと私も感じておりますし、先ほども申したとおり、農地が流動化して、その方が一つの区画になった場合に、その部分の耕地防風林といわれている部分をお切りになる、そういうような事例もございます。

水谷議員がおっしゃられた風の被害、列の部分と高さによって20倍とか、そのような効果というのにも確かにあるのは承知しているところでございますが、ここはやはり、農業者にとりましても、営農の部分で支障になる部分につきまして、私どもとしてもそのところを残していただきたいとか、そういうようなところは申せない部分もあるところは御承知いただきたいと思っております。

また、他町の状況等も伺いさせていただきました。その辺も、私も振興局なり、ほかの町から情報等を提供していただいて認識しているところでございますが、先ほど挙げられた町、村とかそういうようなところで、耕地防風林として、今また植えているという場所につきましては、日高山脈なり大雪山からの吹き下ろしがどうしてもきついような地域で、耕地防風林というものが重要視されております。

大きな意味で言いますと、本別町という地帯でいきますと、川伝いに耕作地がございします。大きな意味で言いますと、沢地帯にあるような地帯、それと、押帯、上押帯地区みたいな高台の部分もございします。そういう部分につきましては、やはり風当たりが強く、春先の部分で作物に被害等も生じることも承知しているところでございますが、現在のところ、本別町としましては、苗木の助成とかその辺については検討していない段階でございします。

関係機関というところでお答えさせていただきますが、本別町営農指導対策協議会の中に林山部会、こちらは役場、農協、森林組合、十勝の森林普及のほうの団体等、加盟している団体がございします。そのような中で、今後も協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 今の答弁で、農業者にとって効率が悪いと、そういうようなお話をいただきました。

もちろん、農業者の方が私有地にある防風林を切ることは自由です。ただ、手間がかかるということで、効率自体は農業者の方も十分、アンケート結果、分かっているということが分かっています。このことにより、ぜひ今、林山部会ですか、そこで協議がなされているということですから、この林山部会において、川伝いにある農家とか沢にあ

る農家、高台にある農家、そのような方々と防風林に関しての正しい効果、このことをまず認識していただき、今、振興局でも力が入れていることですから、どこでも出張しますよというお話も伺っていますので、ぜひこの機会があるべきだと考えますが、再度質問いたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 水谷議員の再々質問について答弁をさせていただきます。

農業者が営農する場合におきまして、その地域、地域、そして土地柄についていろいろな営農の仕方があると捉えているところでございます。

ただいま、苗木等の助成についてもお話がありました。音更、帯広、更別、中札内、そういった地域におきましては、ただいま課長からも答弁したとおり、日高山脈、大雪のほうから風の吹き下ろしが強く、土壌浸食も激しく、そして春先の苗に多大な被害を及ぼすという観点から防風林が設置をされているというところでございます。幸いにいたしまして、本町におきましては、一部高台はあるものの、防風林を設置するまでに、設置を必ずもしなければならないといった営農状態ではないということもお聞きしているところでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、やはり日当たりが悪くなる、そして松等によれば、その枝のみならず葉が土壌に落ちて、土地に落ちて、それが影響を及ぼすということから生産性が下がるという指摘もされてございます。要は、風による被害と生産力の対比によりまして、防風林を設置するかどうかの判断が問われるのかなと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいなと思っております。

特に、我が町の農業者に至っては、この防風林の設置よりも獣害による農作物の被害が多大な金額となっておりますので、本町におきましては、獣害防止対策に力を入れているところでございます。しかしながら、昨今の異常気象もございまして、この辺も鑑みながら、先ほども課長が答弁させていただいたとおり、営対協において今後協議を進めてまいりたい、そう考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2番目にいきます。

2番目の、町道の保全対応についてですけれども、先ほどの答弁ではそのような場所はないと考えているということで、路肩の適切な処置を行なっていきたいという答弁をいただきました。

防風林がなくなることで、側面の芝がはがれて、その芝からやはり土が流れ出て崩れるということもあると思います。そのときのり代を取って、芝をきちんと植えて維持する、また、防風による吹雪によって吹きだまりや土ぼこりによって道路の汚れも考えられます。

町民からの声を速やかに応える必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今、水谷議員からの最後の部分で、町道の側面等、土が流れる部分があった場合には、そのような復旧も含めてということで、対応必要ではないかというお話いただきました。

この部分につきましては、私たち、現担当としまして、パトロールを通じた中で見た中では、先ほど町長からもお話ありましたように、現時点ではそのような場所はないと思ってございます。仮に、そういうところがあった場合については、当然うちの道路敷地内であれば維持管理に努めてまいるところでございまして、そのほかの部分で、もしそのようなことが、公共の敷地内においてそういう部分が見受けられる部分があるのであれば、先ほど町長もお話ございましたが、適切な指導をしていくというようなことで、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） ちょっと具体的に言ったのですけれども、吹雪による吹きだまりだとか、土ぼこりによる道路の汚れ、これが町民の声が聞こえた場合は速やかに対応していただけるという見解でよろしいのでしょうか。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今言われたように、道路上そういう吹きだまりだとか、要は汚れた場合、それは当然その時点で道路の清掃等を随時行なうということで進めさせていただこうと思っております。

以上です。

○4番（水谷令子） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番宮本やよい議員。

○1番（宮本やよい） 通告済みの1問について、質問させていただきます。

今後の特別養護老人ホームの在り方について。

第8期銀河福祉タウン計画に基づき、特別養護老人ホームの在り方について検討されているところですが、本町は人口減少、高齢者人口の減少が進んでいます。これは町全体として考えなければならず、特養建設に当たっては将来を見据えた在り方を検討すべきだと思いますが、見解を伺います。

①ワーキンググループや経営者委員会の意見、さらにコンサルタントによる経営の視点からの分析結果の内容と、その結果を踏まえた現時点での見解について伺います。

②計画策定に当たって実施されたアンケートでも、施設に入所したいが15.3%に対し、自宅で生活したいが59.9%と、在宅で過ごしたいというニーズが半数以上を占めていますが、町としてどのような認識なのか、また、それを踏まえ、どのような施設や規模であるべきと考えているのか見解を伺います。

③事業計画では、令和3年から5年度の第8期に特養の在り方についての検討、令和6年から8年度に第9期に整備、第10期計画期間における令和9年度に供用開始となっています。

令和8年度中に供用開始を目指すとのことですが、1年前倒しになった経緯を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 宮本議員より御質問のありました、今後の特別養護老人ホームの在り方について答弁をさせていただきます。

1点目の、コンサルタントによる分析結果についてであります。本別町には特別養護老人ホームの50床と、老人保健施設の80床、合わせて130床の介護保険施設ベッドを有しており、全国平均と比較すると、およそ50床ほど多く、結果として介護保険料が高くなっているとの指摘があったことから、施設利用と在宅サービス利用のバランスを取りながら基盤整備を進めていくことが重要であると捉えているところであります。

また、ついの住みかという役割や機能がある特別養護老人ホームは、施設サービスの中で最も利用者負担が安価であることから、民間事業者に配慮をしつつも、住民にとってメリットの多い特別養護老人ホームを核として検討を進めるべきとの内容となっております。

この分析結果を受けて、ワーキンググループにおいては、将来の人口推計を反映した施設規模や民間を含めた既存施設の活用、さらには財源や介護人材の確保、みとりの実施、利用者の負担等について意見が出されており、また、経営者委員会では介護保険施設のベッド数の見直しをはじめ、施設サービス、在宅サービス、それぞれのニーズを考慮した基盤整備の充実、民間を含めた既存施設の有効活用、みとりができる体制整備などの意見が出されております。

これらの分析結果や両検討委員会の御意見を踏まえ、既存施設の活用等を含め、施設規模や費用等の検討を進めているところであり、町としての方針が決まり次第、議会にお諮りしますので、よろしく御審議願いたいと思います。

次に2点目ではありますが、現在の第8期計画策定に当たって実施したアンケート結果は、議員がおっしゃるとおりの結果となっておりますし、昨年度中に実施した直近のアンケートにおきましても、施設に入所したいが6.3%、自宅で生活したいが53.1

%となっており、在宅で過ごしたいというニーズが半数以上を占める結果となりました。このことから、施設サービスのみならず、在宅サービスの継続や充実が不可欠であるということを改めて感じたところでもありますので、施設の規模の在り方につきましては、在宅サービスとのバランスを重視しながら慎重に検討したいと考えております。

3点目の、1年前倒しに至った経緯についてであります。御質問にもありますとおり、第8期銀河福祉タウン計画では、第9期の計画期間である令和8年度に建設工事を行なう方向で協議を進めるとしております。

しかし、町民の皆さんから寄せられた御意見や、これまでの特別養護老人ホーム建設に向けた協議経過を踏まえ、私が町長に就任した後の各課との重点施策ヒアリングにおきまして、令和5年度中に建て替えに向けた基本的な考えをまとめ、令和6年度中に基本設計、実施設計、令和7年度に工事着工、令和8年度中の供用開始を目指すよう指示をし、現在まで実施に向けた取組を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今、町長のほうから在宅サービスの充実ということで回答ありましたけれども、具体的にそれはどういったものなのかお聞きします。

また、特養待機者の減少が原因で、在宅サービスを利用しながら、在宅サービスをすることで、もう少し家族と一緒に生活できる、暮らせるという方でも、今入らなければ次いつ入れるか分からないという理由から入所の運びとなるという声も聞こえています。施設が入所の定員を満たすことで在宅サービスの利用者が減って、その影響で民間事業者の経営も厳しくなっています。

待機者数も少なく定員割れを起こしている今、そして高齢者人口が減り続けていることから、ベッド数を減らさなければ民間企業を圧迫することになり、民間企業を撤退に追い込むことになる上、介護保険料も高くなります。今の時点で本別は介護保険料が管内で2番目に高い状況で、それがさらに上がることにつながります。そしてそれは将来の子どもたちに負担を負わせることは明らかです。

アンケート結果で、自宅での生活を続けたいと考えている人が多いようですが、それを踏まえ在宅サービスに力を入れて、さらなる充実を図るとともに、特養の入所定員や建設コストも十分精査する必要があると考えます。

また運営主体についてですが、直営でやるとなると、今の時点でも赤字経営なのに、その多くが人件費に費やされている状況で、そこが改善されないと思いますが、そのことについて見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 宮本議員の再質問に答弁させていただきます。

在宅サービスの充実で具体的にどういうものかというところであります。やはり、住

むおうちが重要になってくるかと思っております。介護しやすいおうち、また、生活しやすいおうちといったところで住宅改修、または、場合によっては住替えの支援というような形で、そういった支援も力を入れてまいりたいと思えますし、相談体制の整備というところで、おうちで暮らしていくためにはどういうサービスが必要なのか、また、どういった支援が必要なのか、地域の方々の協力があるのかというようなところの状況把握、また、ニーズに合った支援といったところを行なっていくためにも、そういう相談体制の充実が必要だと思っております。あと、それに応じるサービスの提供の体制の確保といったところで、事業を行なっていただくヘルパーですとか、医療の支援ですとか、そういった形での支援体制の整備が在宅のサービスには欠かせないものだと考えております。

特養の待機者の減少ということでありまして、議員おっしゃるとおり、待機者の数が減少してきております。当然、先ほど答弁させていただきました入所施設、特養50床、老健施設80床という形でございますので、こちらを埋めるとなれば民間の事業所の運営が逼迫するというような状況も捉えております。そういった形にならないような形で、今後の特養建設に当たって、ベッド数を考慮していく必要があると考えております。

介護保険料につきましても、議員御指摘のとおり十勝管内では2番目に高い保険料というところがございます、こちらのほうもコンサルの指摘にもございますとおり、そういった将来的に保険料を意識して、そういった施設の建設、またサービスの在り方といったところも今後決めていかなければならないと思っております。

運営主体につきましても、今現在、両委員会、また健康長寿まちづくり会議でも議論をいただいておりますけれども、こちらのほうにつきましても、官民どういった形がよろしいのかといったところも検討を今後進めながら、建設に向けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） ワーキンググループや4月に行なわれた所管事務調査の資料には、コンサルからの提案は5パターンで、新設するのか改修するのか、ベッド数どうするのかなど、特養をどうするのかしか議論されていないと思うのですが、町全体の福祉をどうするか検討すべきだと思います。

平成18年3月に、福祉でまちづくり宣言をしていますが、これは高齢者だけに当てはまるものではないと考えています。子どもも高齢者も、障がいの有無に関わらず、誰もが社会から孤立、隔離されることのない共生社会を築くことが重要です。特養にこだわることではなく、ニーズや状況に合わせてサ高住や共生ホーム、そういったものも選択肢の一つとして検討すべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 再々質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおりだと私も思っております。特養にこだわらずというところがありますので、そういったところにつきましては、今現在5パターンという形で示させていただいておりますけれども、プラスアルファというような形も検討してまいりたいと思っておりますが、これはこれまでの両委員会、また健康長寿のまちづくり会議の議論を踏まえまして、そういった協議を重ねていきたいと思っておりますし、高齢だけではなく障がいの方含めまして、誰もが暮らしやすい町といったところを今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 先ほど町長も言っていましたが、特養は安い費用で介護サービス受けられるため需要が高く、なくてはならない施設だと思います。しかし、今の施設はお年寄りだけが暮らす環境となっています。日常生活の中にあるありふれた会話や、物音が聞こえる環境、そういう場所で生活することは様々な刺激を受けることができ、特に子どもや若者の声が聞こえたり姿が見える、そういった環境は重要な意味を持ち、自然と笑顔も生まれると思います。新たな施設は地域から孤立した建物にするのではなくて、そのような生活環境も考慮された施設だといいなと思っております。

町民の大切な税金を使って行なう事業であれば、なおさら時代に合ったもの、町民が望んでいるのは何なのか、しっかり調査を行ない、それを把握した上でどうすることがベストなのか、将来を見据えた計画を慎重に議論すべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 質問に答弁させていただきます。

高齢者が、老人ホームでは高齢者のみの生活という形になっているというような御質問でありましたが、この間コロナということもありまして、なかなか地域との交流、また家族との交流といったところも非常にしづらい環境になっていると考えております。

議員おっしゃるとおり、若い人ですとかお子さんと交流することによって笑顔が出てくるというようなところも、こちらのほうでも考えておりますし、これまでの議論の中でも、そういった隣接する施設を建ててはいかがかという御意見も出ているところでもあります。そういった部分も加味しながら、あと医療的な部分ですとか、総合的に判断をしながら、将来を見据えて建設する場所等を決定していきたいと考えております。

以上です。

○1番（宮本やよい） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それではまず、先日11日18時54分に浦河沖を震源とする地震が発生いたしました。本町においても震度4が確認されたところであります。防災無線やスマートフォン等からアラート音がけたたましく鳴り響き、御不安な思いをなされた町民の方も多くいらっしゃる事とお察し申し上げます。地震発生から1週間程度は震度5弱程度の地震に注意され、特に二、三日は規模の大きな地震が発生することが多くあると気象庁より発表がありますので、町民の皆様には十分な御注意をお願いいたします。

そして、御多忙の折にも関わらず、町議会に関心をお寄せいただき傍聴にお越しいただきました。また、配信等を御視聴いただけている皆様に対しまして、心よりの御礼を申し上げます。

それでは通告済みの2問において一般質問を行ないます。

まず1問目でございます。

新たな婚活支援で町の活性化を。

質問要旨。

管内でも人口減少率が高く、少子高齢化が進んでいる本町において、人口減を緩やかにし、町の活性化を図るためにも、定住促進の効果的な対策が必要であるが、事実と所信をたずねます。

明細1番項。

生活の多様化とともに少子化、晩婚化が進む社会情勢であるが、現役世代が高齢者を支えていくため、町の未来を担う子どもたちを育てていくため、本町を持続可能なものとしていくためにも、希望する方にはパートナーを迎えたり家庭を築いていただき、町の方針である人口減少を緩やかにする効果的な取組が必要である。

また、本町は農業を基幹産業としており、農業後継者のパートナー対策も重要である。本別町グリーンサポートセンターが組織され、ガチコンと称す交流会やオンラインを含むカップリングパーティーなどが開催されているが、参加者の減少等の課題もあるため新たな形態での支援が必要であるが、見解を問う。

2番項。

他地域の方と巡り会いの機会があり、そこからさらなる発展を期待するためには、実際に滞在をして町を知っていただく必要がある。快適に滞在できる住環境を含め、体制整備や支援策が必要であるが、見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員から御質問ありました。新たな婚活支援で町の活性化をについて答弁をさせていただきます。

1点目の、本別町グリーンサポートセンターの取組についてであります。この会は21世紀の本別町農業に希望と誇りを持って、安定的な発展と活力ある農村社会の形成を図るため、農業後継者のパートナー、配偶者対策など、担い手確保対策の円滑な推

進を図る目的で組織されております。

事業内容といたしましては、農業後継者の結婚相談及び世話役、パートナーの掘り起こし、仲介及び結婚後の相談役のほか、独自交流会の実施や、他団体主催交流会への参加など、本別町農協青年部や本別町青年協議会などを中心とした実行委員会で話し合い、事業を進めてきております。

5月には総会を開催し、町議会や農協、農業改良普及センターなど、会の構成団体から出席された皆さんとともに本年度の事業計画などについて協議、決定させていただきました。

梅村議員の御質問にもありますとおり、交流会やカップリングパーティーへの参加者が近年は少ない状況にあります。新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類に引き下げられたことから自由度が広がったと捉えて、今年度の実行委員会の中で交流会の開催方法など、様々な角度から事業内容を検討していきたいと考えております。

2点目の、町を知ってもらうための滞在方法や支援策についてであります。昨年度から、働く人材の確保と移住・定住を促進させることを目的とし、移住・定住促進支援事業を開始し、昨年度は引っ越し支援に2件、仕事体験に1件、家賃支援に8件の申請を受けて、補助金を支給いたしました。

また、十勝東北部移住サポートセンターでは、暮らしや生活環境が把握できず、一歩踏み出すことをためらっている方に移住のイメージを持ってもらうためのモニタープログラムを企画し、現実に近い形で体験をしてもらい、移住に対しての不安や疑問を解消する事業を設定してきたところであります。

議員がおっしゃる巡り会いの機会から、さらなる発展につなげるためには、今申しあげましたプログラム等を活用し、滞在していただくことが効果的であると考えますし、滞在できる住環境や支援策につきましては、移住促進事業の仕事体験を組み入れることで移動費を助成することができます。また、しごと体験交流館を滞在先として利用することが可能となります。しかし、婚活のための制度設計とはなっていないため、これらを活用するためには移住促進事業の対象要件に当てはまらなければなりません。

いずれにしましても、人口減少対策と定住促進の対策は重要であるとの認識は一致しておりますので、先ほども申しあげましたが、様々な角度から事業内容を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、御答弁の中で様々な角度から検討していくという御答弁をいただいたところでございますが、せっかくの機会ですから、そうした様々なところ、もう少し踏み込んで具体的にお話ができたらなと考えております。本町の実情といたしましては、少子高齢化が進み、そして管内においてもトップクラスの人口減少率、これは何とかしなければいけない。ここについては、多くの方々の共通認識であ

ると捉えているところであります。

先日、町議会主催によって開催されました、町民との議会の報告会、また懇談会等においても、人口減少等に対する危機感をお持ちの方というのが大変多くいらっしゃったと、このように捉えているところであります。町としても、現段階の方針である人口減少を緩やかにしていくため、効果的な取組と言えるまでのものは、そうした施策や目新しい事業というものについてはまだないと、私自身は受け止めているところでございます。

ここで、私の中で具体的に考える婚活の取組の中で、取り組んでいく必要があるなど、課題だなと思うところが、まず交際や結婚とかという、個人の中でも極めて繊細な部分であると捉えておりますので、それらの参加者や希望する方々の守秘義務等が守られる、また周囲の目などを気にすることなく参加できるような環境づくり、こうしたものが必要であると、まずはここからではないのかなと考えているところでございますが、御見解や実情等を伺います。

また、農業者の後継者の部分になってきます、このグリーンサポートセンターの取組になってきますが、コロナ禍においてということでございますが、このコロナ禍というもの以外から、そうした観点からも、なぜここ近年は参加者が固定化しているのか、減少しているのかという点について、どのような分析、御認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

2点目にお伺いいたしております件でございますが、こちらのそうした婚活の取組等によって、幸いにもカップルが成立した場合、当然のことながらそこから先の進展を見込む方などは、自分が住むであろう町、どういう町なのかということを知ろうというふうな次のステップに移っていくと思えます。そうした際に、当然のことながらインターネットで見るとか話を聞くとかだけではなく、何度かやはり足を運んで実際に滞在をしてみる、そこからお試しの生活のようなものをしていく、このようにステップアップされていくのかなと察するところでございます。

本町においてはこうした方々に向けて、婚活ということではないですが、移住者向けのものとしてお試し住宅というものが整備されており、本別公園にあります御所何かもそこで使えるようにはなっております。ただこちら、御所何かは4泊5日からの利用になっているはずでございますし、市外地区にある山手町の住宅も6泊7日から1か月間ということでございます。例えば、町長の御答弁にもありましたが、しごと体験交流館とか、使える施設というのは町の中にもありますので、こうしたものを婚活等の目的で来られるという方々も利用できるように配慮していく、または、4泊5日からというものではなく、例えば一番最初の段階で週末だけ来られるような方、2泊3日とか1泊2日のような方々にも利用ができるように整備をしていってはいかがかなと考えるところでございます。

また、これらの利用できるようにするという前提の下でございますが、例えば置いて

あります家具や電化製品、什器備品等を新しいものに、最新式のものに替えてみたりとか、室内をデザイナー等にプロデュースしていただいて、例えば多額のお金をかけなくても、クロスを張り替えてみるとか、そうしたもので本当におしゃれな空間になると。住んでみたい、行ってみたいと思うような空間に変えることも可能ではあると考えるところでございます。今やもう、きれいであるということは当然のことでもありますので、快適で便利で印象のよいもの、そうしたものを整備していく必要があると考えてございますが、御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 舛館農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（舛館憲） それでは、御質問にお答えいたします。

最初に婚活の問題について、守秘義務等、繊細な問題があるよというような御指摘だと思えます。

これまでグリーンサポートセンターの事業内容といたしましては、近年コロナ禍でこの3年間は事業自体が実施できなかったということがありますけれども、それ以前は町内に人を呼んで、きらめきタウンフェスティバルと一緒に参加していただくとか、雪あかりナイトに参加していただくとか、町内でいろいろな体験事業、一緒に食事を作ったりだとか、そういったことで交流を深めるといったような内容が主だったと思います。先ほどの3年間で新たにオンラインでの婚活というものも実施されておりますし、新たな有効な手段だと認識をしているところです。今後、そういったものを含めて、先ほども答弁にありましたけれども、事業の角度が、コロナ明けましたので広がることから、オンラインプラス、またその後にお会いしてオフラインという形で実施することができればと思えますけれども、それはあくまで実行委員会の中で決めることでありまして、一プランとして事務局では思っているところです。

それから、近年なぜ参加者が固定しているのかというお話だったと思えます。コロナ禍で参加者自体も1人、2人というような実績でありました。やはりコロナの中でPR自体ができなかったということ、それから、参加者自身もちょっと遠慮していたというか、そういったことがあろうかと思えます。ただ、町内の独身の方、事務局として把握いたしているのは、大体50人から60人ぐらいと把握しておりますけれども、その中でどういった階層に呼びかけるかというところもこれからの課題かなと思っております。

また、漏れたところあれば御指摘ください。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

2番目の点なのですけれども、まずお試し住宅につきましては、現在、議員も御存じのとおり、移住等に関して生活体験ができる場として提供しているところでございます。今の婚活に関していえば、今、規則を基に実施をしているものですから、その改正が必要になってくるかなというところと、滞在時間を今、長い期間から、例えば2泊3日ですとか週末だけですとかというお話ですけれども、それについても今後検討をし

ていくことは必要かなと考えております。

それと、室内空間のおしゃれなというところなのですけれども、山手町ですとか御所も十分きれいにはなっていて、おしゃれかどうかと言われますと、ちょっと何とも難しいところなのですけれども、そういうところも含めて、例えば町だけでなく、昨年、観光ですとかそういうものも視野に入れた、町内にホテルも建設されているということもあわせて、そういうところを御利用いただくというのも一つの方法かなとは考えております。

おしゃれな空間づくりではないですけれども、創出に向けた検討も開始しておりますので、今後、いろいろな角度から検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 先ほど申し上げました、いわゆるこの交際や結婚というものは繊細な部分ですよというところがございますが、周囲の目を気にせず参加できる、そうした取組という点につきまして、具体的なところで申し上げますが、町内には今、結婚相談所を営んでいる方がいらっしゃいまして、管内においてもアドバイザーが常駐している結婚相談所というのは極めて数が少ないと私自身は捉えているところがございます。そうしたものが本別にあるというところから着目したのですが、例えば、そうした結婚相談所のシステムを利用する、そうした場合はアドバイザーと利用者、1対1ということになりますので、こうしたシステム利用等、補助や助成をしていく、こうした考えはいかがかなと。

先ほど御答弁いただいた中で、どういった階層に呼びかけていこうかなと、年齢層ですとか職業ですとかというところ、いろいろあると思います。当然性別もということになってくると思いますが、そうしたことであれば、周りの目や、例えば農業後継者に関わらずということにもなってきますし、さきに述べたとおり晩婚化が進んでいるよというところでもあります。婚活というところでどうしても子育て世代とか、これから子を設けられる年代とかに着目されがちですけれども、子育てを一定程度終えられた、例えば50代以降の方ですとか、50代以降の方でもまだまだ現役世代ですから、当然のことながら町で何らかの活躍をしていただけるような方々というのはたくさんいらっしゃると思います。

そうした、周りの目を気にせず婚活ができるような、今、具体的に申し上げましたとおり、結婚相談所等の利用等をしやすくするというようなところについて、町として考えていく必要があると考えておりますが、御見解をお伺いいたします。

続きまして、2番項でお伺いをいたしました、住環境の部分についてでございます。まさに私、これから申し上げようと思っていたのですが、町内においても新たに宿泊施設等が開業されていると。既存の宿泊施設等もございますし、週末等の短期の利用であれば、例えば町で設けているお試し住宅等を利用して食事を自炊するとかというより

は、そういう宿泊施設を利用してもらおうというところがまずスタートでもよろしいのかなと思いますので、そうしたところまで広く視野を広げて検討される必要があるなと考えていたところですが、先にそうした御答弁もいただきましたので、私もそこについては強く申し上げるところでございます。

あと、いわゆる室内空間のデザイン性何かにつきましても、確かにお金をかければきりがないのですけれども、ちょっとした、先ほども述べましたクロスを取り替えるですとか、家電製品を何か高価なものに替えるとか、そうしたことによって感動につながっていったりということもありますし、お金をかければそれはいいものができますけれども、かけずとも元々きれいな空間なのですから、そこにちょっとずつ手を加えて、アドバイスをいただいて、形にしていくことですてきな空間に変わっていくと捉えてございますので、そうしたところも視野に入れて、今後取組をしていく必要があると考えているところでございますが、改めて御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 舛館農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（舛館憲） それでは、1点目の御質問に御答弁させていただきます。

今、町内にも婚活で生業を営んでいる方がいらっしゃるということでしたけれども、グリーンサポートセンターといたしましても、6年前からその方の協力をいただきながら事業のほうを進めさせていただいております。先ほど申したオンラインの取組でありますとか、そういった知恵も拝借しながら進めております。

限られた予算もありますので、その中でどこまでできるかということを含めて、実行委員会の中で検討していきたいと思っておりますし、先ほどのプライバシーの配慮につきましては今の時代の問題であると認識しております。

先ほど申したイベントにつきまして、いろいろ取り組んでまいりましたけれども、それについては、参加については強制できないところもありますし、これからいろいろな、先ほどからいろいろな角度からというお話をさせていただいておりますけれども、場の設定の多様化などいろいろと研究しながら、関係機関ともに幅広い見地で進めていきたいと考えております。

それから、先ほど申した50人から60人とお話しした件ですけれども、あれは町内の農業者に限った数字でありますので、追加補足させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

やはり、出会いから本別町に来ていただいて、ムードというのがすごく大切かなと私も考えておりますので、工夫できるところは工夫をして、改善をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

ただいまの、農業後継者の部分についてのみ私言及しているわけではなくて、こちら本当に町としてもお考えいただきたいのですけれども、農業後継者の独身者が50人から60人、それは私も承知してございますが、周囲の目を気にすること、参加できるそうした取組、婚活ができるということであれば、結婚相談所のシステムを利用すれば、年代や性別や職業問わず広い町民の方が利用できるのではないですかと申し上げておりますので、当然それは農業の後継者の方にも利用できますし、そうではない町民の方にも利用できるということでございますので、その辺について御見解を改めてお伺いするところでございます。

先ほど農業委員会事務局長の御答弁の中で、御検討していただけるというような趣旨の御答弁でございましたが、当然これまでどおりイベントというものについては行なっていただいて、それと並行して、こうした新たな取組はいかがですかということでございます。御答弁の中から、私の捉え方といたしまして、この婚活のための結婚相談所のシステムの利用料等についても検討のテーブルには乗る、俎上にはのるよと捉えてよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 舛館農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（舛館憲） 先ほど、ちょっと言葉足りなかったかもしれないのですけれども、あくまでグリーンサポートセンターの事業の中でということで、予算の範囲の中で、実行委員会の中で検討しながら進めたいということですので、今のプランについては承知いたしましたということで、あとは会議の中で、これから実行委員会もありますし、その中で、予算の範囲の中で研究、検討していきたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 結婚相談所のシステム利用というお話でございます。

私が答弁するのがどうなのか、ちょっと分からないのですけれども、ここにつきましては先ほど梅村議員おっしゃっていたとおり、プライバシーの関係というのは大変重要になってくるかと考えております。結婚相談所を利用する場合において、公に自分が結婚相談所に行きますよという方というのはなかなかいらっしやらないのかなという中において、町において例えばこれの費用負担をするということは、町に一定程度の利用申込みをしていただかなければならないということもございますので、そういったところも勘案しながら、ちょっとこれについては実際に今現在において、町においてそういう御相談受けたことございませんので、深く議論した結果ではございませんけれども、そういったことがあるのであれば、今後どういった対応をしていくのかというはちょっと考えていかなければならないと考えておりますし、また、こちらのほうで若干知り得ているのが、十勝管内の金融機関においてもそういったサポートを行なっているところもございますので、そういったところの状況、あと、他町村においてもそう

いったもの取り組んでいるところございますので、そういったところの状況をちょっと調べさせていただきながら、必要なものなのかどうかというところについて、まずはちょっと調査させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、御答弁の中から管内の金融機関の取組について認識されているということでございましたが、こちら当然御存じのとおり、管内の地方公共団体においても提携等、この金融機関と提携等を結んでいるところも複数あるというところでございます。

今、御答弁いただいた中で、プライバシーの問題とかそうしたところが重要であるよ、課題であるよというのは多分共通認識を持てているのかなというところからなのですが、この金融機関等での取組といたしまして、やはり異性間が会われるとき、マッチングされるようなときなのですけれども、例えば来所してもらう際に駐車場に来る時間帯をずらして、そこでも会わないようにするとか、例えば連絡先の交換をしたと、でも残念ながらそれ以上の進展がなかった場合は、相談員の目の前で連絡するためのアプリを削除させるとか、やはりそうしたところまで配慮をしていくと。そうした配慮があるからこそ、安心して登録者数が増えていっているとかという実績もありますので、やはり町としても、昨今の社会情勢や、そうした権利意識やプライバシーに対する意識というものに対して十分な配慮を行なった上で、こうした新しい取組をしていくべきだと考えてございますが、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまいただいた御意見につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これまで町のほうで具体的にそういったお話、ちょっと検討させていただいたことがなかったものですから、今の御意見踏まえながら、今後どういったことが町としてできるのか、どういうふうにプライバシーを守っていくのかというところにつきましては協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1問目終わりました2問目に入らせていただきます。

適切ですか？道路側溝と明渠整備について。

質問要旨。

町道含む公道等からの排水は、町の責任と負担において管理されることが求められる。しかるに、道路側溝や町道と接する明渠の維持管理、排水等に関する対応が適切かつ十分とは認めることができない現状があり、事実と所信をたず。

明細。

1番項、町が維持管理する道路側溝や明渠について、明らかに10年以上も土砂上げ

などの対応がなされておらず、大雨時には水があふれ、道路損壊や近隣の農地へ被害を及ぼすなどの現状があり、適切な管理体制が敷かれているとは認めることができず、昨今の異常気象等を鑑み、十分な予算措置と体制構築が必要であるが、事実と見解を問う。

2番項、農業者を含む町民が営農や生活に支障を来すため、道路側溝や明渠排水整備を申し入れた際、不親切、または、あたかも自身で費用負担等を行なわねばならぬような説明や対応が確認された。また、相談窓口が分からない、依頼をしても速やかなる対応がなされないため、町民自身の負担で整備を行なっている事例も散見され、改善と周知が必要であるが、事実と見解を問う。

3番項、町の責任と負担で行なうべき排水処理を、私有地を利用し行なっている事例があるが、それらの地権者等との合意や維持管理について適切になされていなければならないが、事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員からの、道路側溝と明渠整備について、御質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目についてであります。町が維持管理をする道路側溝や明渠排水などの土砂上げ等の対応につきましては、各路線において対応が難しく、現場において不十分などところもあることは承知をしているところでございます。適切な管理体制を含め、限られた人員体制の中ではありますが、可能な限り道路パトロールを強化し、維持管理に努めてまいります。

また、近年の異常気象時において、毎年災害が起こるとは限りませんが、災害に備えた予算措置は当初予算には計上しておりませんが、災害の被害があった場合は、これまでと同様に、その都度被害規模に応じた適切な補正予算を提案させていただき、随時対応をしてまいりたいと考えているところであります。

2点目の、明渠排水の維持管理、点検等につきましては、維持管理組合、多面的機能事業実施地区、または農業者の方からの情報提供等をいただき、現地確認を行ない、対応について協議をしております。

また、農業者の方が相談窓口が分からないまま役場にお越しになられた場合におきましても、農林課、建設水道課と情報を共有し、対応させていただいております。

3点目についてであります。道路における排水処理について、個人の敷地内を通り、排水の流末として利用させていただいている場所もあることは承知しているところでございます。これまでに、それぞれの場所において、敷地利用させてもらうことを了承してもらい、所有者の方々に御協力をいただきながら現在に至っているところであります。

今後も引き続き排水処理について話し合いをさせていただき、維持管理につきましては、承諾等書面で御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項についてお伺いをいたします。

道路側溝等においては、数十年前にもう整備がされて、凍上等で変形しやすいU型トラフ等がいまだに採用されているというようなところもいまだあるというところですか。そうした実情があります。そうしたことも一因となって、大雨の際には水があふれたり、それによって道路損壊が発生するというところがいまだあるというところがございます。

この道路側溝について、町長の御答弁からありました、対応が難しいと、確かに地形やそうしたところによってはそういったところもあるでしょう。しかるに、現況といたしましては、住民等や道路利用者等からの申入れや相談があった際に、後追いでやっていくようなところが実情としてあるのではないかなと、こう捉えているところがございます。本来であればパトロール等で現況を把握して、または、過去に相談のあったような箇所については、また大雨があった際に、修繕をしたところがきちんと機能しているのか等の予測等を持って改めて確認を行ったりとか、そうした先回りでやっていく必要があると考えるところがございますが、さきに述べたとおり、本町の現状としては後追、後追、後手、後手に回っているのが実情ではないかと捉えているところですが、実情ないしそれらの認識についてお伺いをいたします。

2番項でございます。

こちら、維持管理組合や多面的機能の事業の取組地域、または役場にお越しにいただいた方ということで事例を挙げられてございますが、これらの申入れや相談等に対しましては、何ら不備等はないと御認識なのか、まだまだ課題というものはあるよと捉えていらっしゃるのか、現状認識について改めてお伺いをいたします。

3番項についても、こちらも同様でございますが、個人の私有地の敷地等を利用してというところの御認識はあるようでございますが、こちらも現状といたしましては、すべからく町内のそうした民有地、私有地を利用している部分については了承等を取り付けていらっしゃると、そうした合意が全ての土地についてなされていると、そのような実情であるという御認識なのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、1番の部分でございます。

今、梅村議員からお話ありました、場所によっては昔の側溝トラフ、U型部分、水があふれている状況が多々あるよという部分と、これらの対応について、町民からの連絡が来てからということで、後々、後々ということで、後手に回っている部分があるのではないかとというような御質問だったと思います。これらにつきましては、先ほど町長もお話しいただきましたが、当然職員の中で、人数決められた中で、パトロールを中心と

しまして、普段より点検等も含めてやっているところがございますが、確かに議員の言われるとおりに、維持管理をしている部分の路線としまして不十分なところ多々あるかと思っております。

これまでも、台風等も含めて、従来維持管理しているところがされていなく、水があふれて御迷惑をかけたところも多々ございます。そういう部分、当然、先に先に点検をしながら進めることが本来の姿だと思いますが、現在できていない部分というのは十分、現担当課としても把握しているところがございます。その部分については、できるだけそのようなことがないように、地域のほうを、パトロールも含めて、必要な部分はきちんと早めに対応していくということを十分心がけた中で、これから実施してまいりたいと思っております。

それと3番の部分でございます。

道路の排水、これらが実際に流末処理として個人の方の私有地、通っている部分、そういう利用の仕方といえますか、どうなのかなという部分でございます。これらについては、議員おっしゃられるとおり、当然道路によってはそういう部分が多々、本別町につきましてもございます。当然当時のことですから詳しく、これは推測になりますが、当時昭和50年代から郊外地の道路についてはできていると思います。その中で、道路を先行した形の中で、特に高台の部分、下に流れる部分、上から下に降りてくるような道路につきましても、当然排水処理というのが必須でございますので、その中で、途中、途中のところで隣の敷地のほうに沢とかいろいろ、山の裾だとか、流させていただいていることを、その当時からも多分、地権者の方というか、了解をして間違いなくそれはやっているかとは思いますが、ただ、実際にその後、現在に当たっては、当時の地権者とはまた変わって違う方が御利用されている場合も当然ございますので、その辺のところは十分私たちも、そういう場所があるというのは把握しております。これらにつきましても、担当としまして丁寧な対応、話合いというのが大事になってきますので、一人一人そういう関係のある方には、当然その話が出たときには、十分な対応としまして、まず丁寧な対応をさせていただくということで、まず話をさせていただいた中で、順次実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから、2番目についての現状の認識というところで答弁させていただきます。

梅村議員おっしゃるとおり、できていない部分、遅い部分というところでは多々あるかとは思いますが、私たちはその部分については対応をしていると認識しているところがございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項について改めてお伺いをいたします。

パトロール等の強化を挙げられたところでございますが、当然のことながら、これまでにおいてもパトロール等は強化していくというようなところであったと思います。これまでパトロールがなされていない、新たにパトロールをしますということではなく、これまでもやっていたと、そこについて改めて注意をしていくよと、丁寧にやっていくよというところでございますが、具体的に今後、変わる点というのがあるのか。今まではこうだったのですけれども、これからこうやりますと。思い、気持ちではなくて、実際に具体的にこのように変わっていきますよという点があるのかという点について、お伺いをいたします。

2番項でございます。

できていなかったり遅かったりといったところも、あるという御認識なのでしょうかね。そういうのではないよと、そういったことがあったとしても適切にやっているよという御認識なのか、改めてお伺いをいたします。

3番項についてでございますが、こちらについては今、具体的なものといたしましては、そうしたところの認識把握はなされているというところで、そうしたところについては個別に丁寧に対応していくというような捉え方でよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の部分でございます。

パトロールはしているけれども、それらの部分でこれから体制的に変わっていく部分があるのかという部分だったと思います。これらにつきましては、パトロールというものは当然している状況でございますが、やはりパトロールする中で、道路巡回していくところで、排水であれば、道路と一緒にいる部分は見ているのだけれども、例えばその流末、例えばその先ずっと奥まで、例えば道路をはずれて畑の間を歩いていく、流れていくという先のことまでは、今まで正直、そこまでは見ていないのが現状でございます。そういう部分で、今回も別路線でそういうような事例もあったところがございます。当然パトロールの際は、全部を把握して巡回しながらパトロールするのが本当であります。今までできていないという、そういう部分につきましては、車からひとつ降りて、少し細かく、全部を歩くということにはなりませんけれども、状態がどんなふうに、畑と畑の間のそういう水路がどういうふうになっているかというのを、目視にて確認するということは可能ですので、そういう部分で少し変えていきたいと、取組方ですね、やっていきたいと思っております。

あと、3番目の先ほどの、個人の方には今後、丁寧な対応ということで、どうなのかというお話だったと思います。当然、私有地、利用させていただいているというのも現実でございます。当然そこにはその方といましようか、地権者の方がございまして、人それぞれいろいろな方おられると思います。御理解いただくのにも時間かかる場

合もございますし、その部分は方々によって違うかもしれませんが、私たち、現担当の職員一丸となりまして、担当、担当課にはなりますけれども、その辺丁寧な対応というのは、まずコミュニケーションという部分でございますが、きちんと話をさせていただいて、御理解をいただいて、さらに御協力をいただくというようなことをできるように、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから2点目のところですが、適切に進めさせていただいているという、私は認識しているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私、実は不思議だなと思うところがありまして、農業者の方々は何十年も、ともすれば世代をまたいでこの地で営農されているという方々が多いと認識しております。そうした方々が、なぜ私を含めた議員に、そうした相談を寄せられるのかなと疑問を覚えるのです。何十年もやってきたことであれば、窓口が分からないとか、わざわざ議員を介す必要がないわけでありまして、適切な対応がなされているのであれば、我々を介すこと、迂回することはないのではないのかなと。担当課、所管課といたしましては適切であるという御認識なのかもしれない。適切であればこれ以上変わることはないというふうな御認識なのか、まず1点お伺いをいたします。

農業者の方々はそうした御認識を持たれていない方々がいらっしゃるから、やはり別のところに相談してみようと、どうにかならないのかとお考えになるのではないのかなと考えるところであります。

例えば、相談を寄せられる方々に、なぜ直接行かないのかということをお伺いすれば、言ってもすぐに対応してもらえないのだとか、不親切な対応がされる、のらりくらりと、やりたくないというようなことを言われるとか、ともすれば何か叱られるような口調で、自分でやりなさいというようなことを言われたことが過去にあるとか、そういった方々がいらっしゃると。これもまた複数人いらっしゃるというのが、私が個人の議員活動、政治活動の中で認識しているところでございます。

課長の答弁の中にあつた、適切であるということであれば、さきにもお伺いいたしましたが、これ以上変わることはない、適切であればこれ以上変えることはないと捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

今、議員おっしゃられたとおり、私たちは適切に行なっているところでございますが、先ほどの最初の町長の答弁にもありまして、各事業、国営事業なり、道営事業等で整備いたしました明渠排水におきましては、先ほど来、議員のほうからもあるの

ですが、その部分につきましては維持管理組合等も設けている箇所もございますし、その中で草刈りだとか土砂上げだとか、そのような部分も行なっていたりしている部分もあります。

また、先ほど来あるとおり、近年にも災害等、土砂が流出して大きな規模になってきたときにつきましては、その部分については町で土砂上げ等、維持管理を行なうというような形を取っておりますし、地区によって違いますけれども、多面的機能支払交付金事業といたしまして整備を行なっていたりしている部分につきましては、そちらのほうで春先の点検、維持管理等を行なっていたりしている部分もございます。ただ、そういうような部分で入られていない地区というのもございます。そういうところにつきましては、私どもに連絡をいただいておりますし、その都度現地を確認させていただいておりますが、議員おっしゃるとおり、窓口が分からないというところでは、私どもの周知の方法が悪いのかなとも捉えるところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2番項について改めてお伺いをいたします。

今、具体的な事例といたしまして、維持管理組合、または地域によって多面的機能交付金の支払いを受ける事業等に取り組まれている地域があるということでございます。御答弁の中で、それらの活用されていない地域や、組合を通さない事例というものもあると捉えてよろしいのか、そうしたことであれば、当然のことながら町の農林課を直接窓口とされる、ないしは建設水道課を窓口とされるということでございますが、これらの方々につきましては、先ほど、遅かったりできていないというところもありましたけれども、具体的にはそうした苦情や要望等、改めてこうしてほしいのだとかというのは受けたりとか、所管課として課題だなと感じているところというのは具体的に何かお持ちなのでしょうか。

今、周知方法が足りないというところではございましたが、それは単に連絡窓口、そうした組合に入っていないなかったり、その事業を扱っていない地域の方々には我々が窓口ですよという周知が足りないだけであると捉えられているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

周知につきましては、私どもは、農業者の方が自分で使われている明渠排水なり、そ

の辺につきましては、農業者の方々が把握されているものというところもございますし、先ほど来お話しているとおりの、多面的機能の部分、維持管理組合等に改めてまた、その辺が周知がされていない、理解されていないのであれば、その辺もまた改めて周知したいと考えております。

また、課題につきましては、こちらにつきましてはいろいろございますが、限られた人員で町内の百数十キロメートルという明渠排水がございます、延長的に。その中を全て把握できるかという、なかなか把握できない部分、農業者に頼らざるを得ない部分等もございます。そういうような中から、先ほど来、御説明させていただいております維持管理組合なり、農業者の方なり、あとは多面的機能支払交付金事業を行なっている地区の方なり、そのような方々に情報提供をいただき、維持管理等を進めているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 2番項について、改めてお伺いをいたします。

所管課課長より、適切な対応等をしているということの御答弁がありました。

周知について今御答弁いただいたところでございますが、例えば、ではそのように農業者の方から相談を受けた際に、予算がないと。何十件もやっていて予算がないのだという回答をしたと。新年度が始まって1か月半ほどで、もうそれで予算がないのかと。何十件で何件ぐらいですかということについては、何十件は言い過ぎでした、8件でした。これ親切、適切でしょうか。まず1点目、お伺いをいたします。

また2点目、相談者の地域は多面的機能支払制度の事業でございますけれども、旧農地・水と言われていたものですから農地・水と称させていただきますが、農地・水の事業をやっていないと、その地域はやっていると。農地・水をやっている地域の住民の方から、やっていない地域に対して、税金でもって、町の負担だけでもって対応していくのは不公平であると。やっている地域は町の負担を減らしているのだというような御意見もあるというようなことを申し伝える。そもそもこの農地・水という事業を使って、近隣の農村の景観や整備等を行なっていくということは、あくまでも地域の方々に組織される活動組織の自主的なものであって、それをやることは義務でも何でもありませんけれども、確かに他の活動組織の方からそういった御意見があったのかもしれないですが、その活動を取り行っていない方にしてみると、相談をして、そうした声があるよと、不公平だと言われていたよと言われたときに、決して少なからず心理的な負担というものを覚えると思っておりますが、そうした御説明、聞いてもいないのにそうした御説明等を行なうということは親切でしょうか、適切でしょうか、お伺いをいたします。

また、そもそもこの多面的機能の支払制度、この事業について、いわゆる農地・水の事業についてでございますけれども、これはあくまでも、さきに述べたとおり地域の住

民の活動組織等が自主的に行なうものであって、本来、町の責任において担わなければいけない明渠整備等を賄うためにある制度ではないと私は捉えております。ただ、実情といたしまして、地域の活動組織の皆様が町と協働をして、いわゆる共助の部分になるのでしょうか、自助となるのでしょうか、そうした活動を取り行なっている。これは大変素晴らしい活動でありますし、喜ばしいことであると私も思っておりますが、あたかもそれが義務であったり、先ほどのように不公平である、それを行なっていない地域に町の100%の負担でやるのは不公平であるというようなことを申し伝えるようなことは、私は決して親切ではないですし、適切だとは思えないのですけれども、こうした具体的事例についてはどのような御見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

また、農地・水、この多面的機能支払制度の認識について、私の認識が誤りであれば正していただきたいので、併せてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

1点目の部分で、把握されているのかというところでは、私のところではそのようなことで把握している部分については、ございません。

2点目以降、相談等につきましても、農業者の方から、やはり私どもはいろいろな情報をいただかないと、先ほど来、答弁させていただいているとおり、全てが把握できる部分ではないと思っております。

そのほかで、抜けていたらまた言っていただきたいのですが、多面的機能支払交付金事業、農地・水というような形で私も答弁させていただきますけれども、この部分につきましては、町内で現在では15地区実施されております。その中で、農地維持支払という部分と資源向上支払という部分で、畑の面積当たりで、農地維持支払につきましては、その地区の畑で、ヘクタール当たり1万円の部分が出ております。草地につきましては、ヘクタール当たり1,300円。どのような活動を行なうかといいますと、先ほど来、議員おっしゃるとおり、活動組織が自主的に行なうというところもございしますが、その中の項目といたしまして、畑周りの草刈り、農地周辺の草刈りと言ったらいでしょうか、そういうような部分と水路の土砂上げ、農道等の維持管理等もこの事業の中で行なっていくというような必須項目がございます。

資源向上支払という部分でいきますと、畑の面積でいくと、ヘクタール当たり3,600円、草地でヘクタール当たり900円支給されているところであります。こちらにつきましては、その地区の活動組織内の地区の中の施設等ある部分の軽微な補修等、あと景観形成といいまして、緑肥効果のあるような、ヒマワリであったりヒガラシであったり、そのような景観作物を植えて地域景観を良くするというような役割、もしくは畑に防災減災というような意味合いを持ち、心土破碎なり融雪剤の散布なり、そういうような項目を行なうというところが必須項目にあるというところでございます。

議員おっしゃるとおり、金銭的などころでいきますと、国が2分の1、北海道が4分

の1、町が4分の1負担している事業となっておりますが、国がお金を絡まないところでいう部分での負担割合でいくと、国が2分の1、道が3分の1、町が3分の1、そして農業者が、労働の対価と言ったらちょっと言葉が語弊あるかもしれませんが、農業者については金銭的負担がなく、3分の1の部分活動を活動していただきたいというような内容の事業となっているところでございます。

その事業の中と、実施していないその部分との関連性と言ったら変ですけども、先ほど申したとおり、町もこの15地区には1,059万6,000円、毎年負担させていただいております。ただ、今15地区となっておりますが、実際いろいろな理由で止められた地区というのが過去に4地区ございます。実際行なわれていた中では19地区という中で行なわれていたのですが、いろいろな理由、高齢化、いろいろな理由等もございまして、がある中で止められて、現在は15地区となっております。

よく、この辺が多面的、この事業の、どんな役割という、先ほども申したのですけれども、やはり地域コミュニティという部分を大事にさせていただくという中で、皆さんで共同で活動していただくというような内容でこのような事業ができ、お金を交付されているという内容になっておりますし、先ほど来、ちょっと飛んでしまって申し訳ないのですけれども、事業を行っていない地区につきましては町のほうで対応させていただいておりますが、なかなかすぐ、言われてすぐ、現地は確認させていただきますが、いろいろな理由等で、先ほども申したとおり人員的な問題等もありますし、そのような問題等もあるので、なかなかこう、うまく希望に添えて実施できていないというところは私達も認識しているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、まず1点目でございます。

4月1日から新年度が始まり、1か月半ほどした中で、農業者の方からそうした明渠整備について相談が、まずありましたと。その中で、何十件ももうやっているから予算がないのだという説明がなされた。そこに対して、新年度始まって1か月半ほどで何十件もやっているのですかと、何件なのですかと、いや何十件は言い過ぎでした、8件でしたというような、まず冒頭、何十件もやって予算がないのだという説明がなされて、そこに対して改めて聞き直しをするとそうではなかったという説明がなされたという点、親切でしょうか、適切でしょうか、まずお伺いいたします。

2点目でございます。

今、課長からも御答弁あったとおり、いわゆるこの農地・水の事業につきましては、あくまでも地域の活動組織の任意でございます。当然やっていただければありがたい、ここは共通認識持っておりますので論点からはずさせていただきますけれども、あくまでも任意であると。かつ、様々な理由、高齢化等どうしても致し方ない、担えない理由等によって止められた地区もある。そうした地区の方々が相談したときに、やって

いる地域の方から、やっていない地域の方々に対して、町の負担のみでやることは不公平だという意見が町内、町民からあるのですよということを伝える必要がまずあるのかと。そうしたことによって、言われたほうは心理的負担を覚えませんかと。こうした対応が親切とお考えでしょうか、不適切とは思いませんかというお伺いでございます。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

1点目の、4月から当初予算が始まり、現在6月中旬というところでございますが、当初予算につきましては、やはりある程度、借上料等を組んでおりますが、その前年度から相談等がありました部分等を整備しております。それなので、すぐ、おっしゃられて対応ができるかどうかという、そこの部分につきましては、すぐ対応ができない場合があるので、そのようところで御理解いただきたいと思えます。

2点目の、農地・水の部分で、やっている地区とやられていない地区のところでの観点でございますが、そういうようなことを、私たちのところには、そのようなことで相談をされるなり御意見をいただくというようところは、私たちは受けてはおりません。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、1点目でございます。

すぐに対応できないことに対して理解を示さないと言っているのではなく、改めてお伺いしますよ。新年度が始まって1か月半程度にも関わらず、何十件もやっているから予算がもうないのだという説明をすること自体、本当に何十件もやっていたのか確認をしたら8件でしたと、訂正があると、こうした説明をすること自体が親切ですか、適切ですかと、まず聞いてございます。話し方とか説明の仕方ってあると思えますので、そうしたことが親切でしたか、適切でしたかと私はまず聞いていると、まず質問の趣旨を理解していただきたいというのが1点。

2点目でございますが、今の御答弁ですと、そうした地域の農業者やこうした農地・水の事業の活動組織の方々から、それをやっていない地域の方々に対して、町の負担だけでやるのは不公平だという意見は耳にしていけないということなんでしょうか。ちょっと改めて、私おっしゃっていることが理解できませんでしたので、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 3時12分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 何度も申し訳ございません。

梅村議員がおっしゃっているとおりのとこでいきますと、私どもの対応というところは適切ではないという判断になります。

それを踏まえまして、1問目、2問目につきましても、今後、誤解を招かないような対応をしてみたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○5番（梅村智秀） 終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時19分）

令和5年本別町議会第2回定例会会議録（第3号）

令和5年6月14日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 3 号 | 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 4 4 号 | 本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 5 号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 6 号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 5 | 議案第 4 7 号 | 辺地総合整備計画について |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 7 | 同意第 3 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 8 | 同意第 4 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 9 | 同意第 5 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 10 | 同意第 6 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 11 | 同意第 7 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 12 | 同意第 8 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 13 | 同意第 9 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 14 | 同意第 10 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 15 | 同意第 11 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 16 | 同意第 12 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 17 | 同意第 13 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 18 | 同意第 14 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 19 | 同意第 15 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 20 | 同意第 16 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 21 | 同意第 17 号 | 監査委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 22 | 同意第 18 号 | 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 23 | | 常任委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会） |
| 日程第 24 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |
| 日程第 25 | | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 3 号 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 4 4 号 本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 4 5 号 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4 6 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 5 議案第 4 7 号 辺地総合整備計画について
- 日程第 6 同意第 2 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 7 同意第 3 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 8 同意第 4 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 9 同意第 5 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 10 同意第 6 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 11 同意第 7 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 12 同意第 8 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 13 同意第 9 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 14 同意第 10 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 15 同意第 11 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 16 同意第 12 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 17 同意第 13 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 18 同意第 14 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 19 同意第 15 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 20 同意第 16 号 農業委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 21 同意第 17 号 監査委員選任について同意を求める件
- 日程第 22 同意第 18 号 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
- 日程第 23 常任委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 25 議員派遣の件

○出席議員 (12名)

議長 12番 篠原義彦

副議長 11番 柏崎秀行

1 番 宮 本 やよい
3 番 丑 若 浩 行
5 番 梅 村 智 秀
7 番 藤 田 直 美
9 番 高 橋 利 勝

2 番 加 藤 徹 己
4 番 水 谷 令 子
6 番 石 山 憲 司
8 番 方 川 一 郎
10 番 阿 保 静 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	健 康 ・ こ ど も 課 長	高 橋 紀 尊
建 設 水 道 課 長	加 藤 勉	企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規
未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也	老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治
国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸	総 務 課 主 幹	上 原 章 司
建 設 水 道 課 主 幹	小 出 勝 栄	総 務 課 主 査	石 川 雅 康
教 育 長	高 橋 哲 也	教 育 次 長	武 田 敏 英
社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳	農 委 事 務 局 長	舩 舘 憲
選 管 事 務 局 長	三 品 正 哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 雅 之	総 務 担 当 主 査	越 後 忠
総 務 担 当 主 事	今 井 綾 香		

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案第 43 号

○議長（篠原義彦） 日程第 1 議案第 43 号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第 43 号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う改正です。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例。

本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のとおり改正する。

第 6 条第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

安全計画の策定等。

第 7 条の 2、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2、家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 04 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 申し訳ございません。

第2項、家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項、家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行ない、必要に応じて安全計画の変更を行なうものとする。

この改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全計画の策定に関する規定を設けたものです。

自動車を運行する場合の所在の確認。

第7条の3、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行なわなければならない。

この改正は、幼児が送迎バス等の乗降時に置き去りにされないことがないよう、運行時に確認事項の規定を設ける改正です。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条、削除。

この改正は、体罰や児童虐待を正当化する口実に利用されると批判があった、懲戒権に関する規定が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正で削除されたことによるものです。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

この改正は、感染症及び食中毒の防止及びまん延防止に必要な措置を明確化する改正です。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置。

第2項、この条例による改正後の本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行なわなければならない。

以上、議案第43号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

藤田議員。

○7番（藤田直美） この家庭的保育事業等と書かれておりますが、本別町において通称保育ママと言われているものだと思うんですが、そういう事業所があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 本別にはありません。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第44号

○議長（篠原義彦） 日程第2 議案第44号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第44号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正です。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のとおり改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

安全計画の策定等。

第6条の2、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項、放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行ない、必要に応じて安全計画の変更を行なうものとする。

この改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全の策定等に関する規定を設けたものです。

自動車を運行する場合の所在の確認。

第6条の3、放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

この改正は、児童が送迎バス等の乗降時に置き去りにされないことがないように、運行時における確認事項の規定を設ける改正です。

第12条の次に次の1条を加える。

業務継続計画の策定等。

第12条の2、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なうよう努めるものとする。

この改正は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画策定に関する規定を設ける改正です。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

この改正は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確にする改正です。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

安全計画の策定等に係る経過措置。

第2項、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

以上、議案第44号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの附則の2項ですけれども、これまで講じなければとすることを講じるよう努めなければということで、受ける感覚としては、何と云うんですか、講じなければならぬってことより努めなければならぬってのはちょっと一

歩下がっているような感じはするんですけど、その辺の受け止め方っていうか、条例をこのように直す意図っていうのはどういうことなんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10時21分 休憩

午前 10時22分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 阿保議員の質問に対して答弁いたします。

一応施行の日から令和6年3月31日までの間ということで、期間がありますので、その一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定ということで設けられております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第45号

○議長（篠原義彦） 日程第3 議案第45号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第45号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉法関係府省令の一部改正に伴う改正です。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略

させていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年…。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 説明省略の動議が出されました。賛成者がありますので、これを認めます。

先ほど説明省略の動議がございまして、賛成者がございました。この動議に対して採決いたしますので…。

暫時休憩をいたします。

午前 10時27分 休憩

午前 10時27分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの動議に対して、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

○健康・こども課長（高橋紀尊） よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第46号

○議長（篠原義彦） 日程第4 議案第46号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法

律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第46号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正です。

関係条例5つの改正は、こども家庭庁設置により主務大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣になったことによる改正及び、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める条文が削除されたことによる条ずれによる改正であります。

それでは、改正文を朗読し、提案説明させていただきます。なお、括弧…。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） ただいま説明省略の動議が出されまして、賛成者がございました。御異議ございませんか。

（「5番、異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 課長、進めてください。

○健康・こども課長（高橋紀尊） それでは、改正文を朗読し、提案説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本別町立へき地保育所条例の一部改正。

第1条、本別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第3号中「法第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正。

第2条、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第4条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

本別町子ども・子育て会議条例の一部改正。

第3条、本別町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第72条第1項」に改める。

本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正。

第4条、本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

本別町児童発達支援センター条例の一部改正。

第5条、本別町児童発達支援センター条例（平成29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第46号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

暫時休憩をいたします。

午前 10時36分 休憩

午前 10時37分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めまして、機械にも嫌われたようでございます。

それでは、議案第46号についてお伺いをいたします。

本別町立へき地保育所条例の一部改正というところでございます。町内においてはこちら勇足のへき地保育所が該当するものと思料するところでございますが、こちら第1条の中第4条からでございますが、このへき地保育所条例に関しまして、第4条は入所資格について示されているところでございますが、このへき地保育所の入所資格というものはどのようになっているのか、具体的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 10時39分 休憩

午前 10時55分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 質問ありました、へき地保育所の入所基準なんですけれども、満2歳の4月1日以降ということで、4月1日現在で誕生日を迎えた方の2

歳以降ということとなっております。年齢については、そこから5歳までの年齢となっております。

それとあと今回の改正につきましては、その4条の部分なんですけれども、厚生労働大臣と内閣総理大臣のいわゆる協議が必要なくなったというところの条項の改正になりますので、今回の基準については、改正の該当のほうにはなっておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま御答弁いただきました中で、まず前提の確認をいたしたいのですが、4条について、ただいま満2歳の4月1日からということで御答弁いただきましたが、第4条については1から4まであるわけでございます。1号の1項から4項まであるわけで、それぞれについて明確に御答弁いただきたいと。

あともう1点、ただいま御答弁いただいた満2歳の4月1日というものは、この条例のどこに記載があるのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10時57分 休憩

午前 11時03分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） それではお答えいたします。

第4条の第1項に書かれてる部分なんですけれども、この分については満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または、病気、その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものということです。

第2項につきましては、満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、内閣府の府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3項目は満3歳以上の小学校就学前の子どもであります。

第4項につきましては、その他町長がへき地保育所において保育する必要があると認める小学校就学前の子どもということになっております。

以上です。

4月1日現在で2歳ということについては、第4項によることで決めさせていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 11時06分 休憩

午前 11時06分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 保育の体制に鑑み、条例には先ほど言いました4月1日2歳以降のものという表記はありません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではこの議案第46号で提案されてます、関係条例となりま

す本別町立へき地保育所条例、こちら勇足へき地保育所のこの第4条入所資格というものについては、本町における条例上では4月1日時点で満2歳以上等の記載はないと。この中で読み取れるのは3歳という年齢については、3歳未満ですか。というところまでであるということのまず確認でよろしいのかと、4項のその他町長がへき地保育所において保育する必要があると認める小学校就学前の子ども、こちらにおいても特段その年齢については明記がされていないと解釈していいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 明記はしておりません。以上です。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午前 11時08分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） すみません、答弁漏れがありました。

第4号で、満3歳未満であっても子どもの発育状態等にあわせて見ていくということなんですけれども、うちのほうでは第4項で一応誕生日、4月1日以降の2歳児で運用させていただいてるということでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第47号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第47号辺地総合整備計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第47号辺地総合整備計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項、第4項及び第5項に基づき、あらかじめ知事との協議の上、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することとなっております。

本提案の本別町西仙美里辺地は、令和4年度で計画期間が終了したことから、今期令和5年度から令和9年度までの5か年計画を新たに策定し、北海道と協議中のところ、5月10日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案書の次のページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。

本別町西仙美里辺地でございますが、1、辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、町道西仙美里中央幹線道路は、道道本別留辺薬線を起点とした国道241号までの延長1万549メートルの道路であり、農業機械の運行や農作物の搬出入に多く利用されているところです。

しかし、建設から約50年を経過しており、老朽化による道路の沈下や舗装の剥離が見られ、車両の通行に多くの支障を来しています。

本路線の舗装整備により、本町の基幹産業である農業の振興と地域住民や通行車両の安全かつ安定した道路の確保のため計画したものです。

3、公共的施設の整備計画であります。施設名、農道、西仙美里地区道営農地整備事業。事業主体、北海道。事業費は3億円、財源内訳、特定財源2億3,250万円、一般財源6,750万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額6,750万円とする内容でございます。

以上、議案第47号辺地総合整備計画の提案説明にさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議案第47号辺地総合整備計画についてお伺いをいたします。

こちら御説明の中で道道本別留辺薬線を起点とし、国道241号までの延長1万549メートルと御説明をいただいたところでございますが、こちら道道のいわゆる88号線、この留辺薬線を起点として地域のいわゆる9号線を通りまして、通称ミルクロードと称されるところを通る計画であると思料するところでございますが、その他近隣の合線等がここにまず含まれるのかという点が1点。

あとは事情等で御説明ございましたが、こちら地域住民であるとか地域の関連学校とか、そうしたところから様々な要望ないしはその道路の維持管理に対する苦情等、またはそれに対する対応というものを相当数行なってきた、そういったものがあつたから御提案に至っていると捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから1点目の合線についてですが、合線については整備計画には入っておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

これまでに苦情等または問い合わせというか、その部分についてはこれまでも過去、この部分につきましては路面が傷んでいるという部分が過去に、これまでも含めてですけどもありますので、部分部分で町道の補修ということでしてきている状況でございます。現在において苦情等の部分についてはございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず確認でございますけれども、ということであれば今回合線として該当するのは、俗に言う9号線のみということで捉えてよろしいですか。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

現在の計画の段階では9号線のみという形になります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 同意第2号ないし日程第20 同意第16号

○議長（篠原義彦） 日程第6 同意第2号農業委員会委員任命について同意を求める件、ないし日程第20 同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第2号農業委員会委員任命について同意を求める件、ないし同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件につきまして、一括提

案理由の説明を申し上げます。

令和5年7月19日をもちまして任期満了となります農業委員会委員につきまして、同意第2号、中川郡本別町栄町123番地20にお住まいの門前清隆さん。

同意第3号、中川郡本別町西仙美里124番地30にお住まいの高橋秀和さん。

同意第4号、中川郡本別町勇足229番地14にお住まいの牧田安史さん。

同意第5号、中川郡本別町西勇足142番地5にお住まいの河野一紀さん。

同意第6号、中川郡本別町新町24番地22にお住まいの中野康夫さん。

同意第7号、中川郡本別町美里別178番地15にお住まいの佐藤光輝さん。

同意第8号、中川郡本別町共栄19番地13にお住まいの土藏真哉さん。

同意第9号、中川郡本別町西仙美里8番地6にお住まいの高一郎さん。

同意第10号、中川郡本別町押帯9番地5にお住まいの久常章司さん。

同意第11号、中川郡本別町西美里別36番地4にお住まいの齊藤一成さん。

同意第12号、中川郡本別町西美里別417番地7にお住まいの井出和実さん。

同意第13号、中川郡本別町美蘭別486番地9にお住まいの福田博明さん。

同意第14号、中川郡本別町美里別636番地8にお住まいの牛渡広和さん。

同意第15号、中川郡本別町北5丁目10番地6にお住まいの川初光章さん。

同意第16号、中川郡本別町新町19番地4にお住まいの前佛由美子さん。

以上15名、いずれの方も人格、識見ともに適任と判断をし、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから、同意第2号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第2号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第2号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第3号農業委員会委員任命について同意を求める件についての質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第3号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者10名。

起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第3号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに決定されました。

これから、同意第4号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第4号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第4号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第5号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第5号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第5号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意するこ

とに全会一致で決定されました。

これから、同意第6号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第6号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11名。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第6号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第7号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第7号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第7号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第8号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第8号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（篠原義彦） 起立者 11 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 8 号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第 9 号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第 9 号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者 11 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 9 号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第 10 号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第 10 号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者 11 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 10 号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第 11 号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第11号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行ないます。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第11号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第12号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第12号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第12号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第13号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第13号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第13号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第14号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ない

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第14号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第14号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第15号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第15号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第15号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第21 同意第17号

○議長（篠原義彦） 日程第21 同意第17号監査委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第17号監査委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年8月3日をもちまして任期満了となります監査委員につきまして、中川郡本別町新町17番地13にお住まいの井出英彦さんを、人格、識見ともに適任と判断をし、選任いたしたく地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第17号監査委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第17号監査委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第22 同意第18号

○議長（篠原義彦） 日程第22 同意第18号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第18号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年8月4日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、中川郡本別町北3丁目2番地17にお住まいの田中一夫さんを、人格、識

見ともに適任と判断し、再任致したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから同意第18号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。
よって、起立多数です。
お座りください。

したがって、同意第18号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第23 常任委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第23 常任委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました事項について、閉会中の継続審査の申出があります。
お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務について、閉会中の継続審査の申出は申出のとおり決定をいたしました。

◎日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎日程第25 議員派遣の件

○議長(篠原義彦) 日程第25 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件について、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することを決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前 11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 6月14日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 丑 若 浩 行